

令和8年 第4回 安芸太田町議会定例会会議録

令和8年6月9日

招集年月日	令和8年6月8日							
招集の場所	安芸太田町議会議事堂							
開閉会日 及び宣告	開 会	令和8年6月8日 午前10時50分				議 長	中本 正廣	
	閉 会					議 長		
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名		出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名		出席等 の 別
	1	笠 井 清 孝		○	7	影 井 伊久美		○
	2	田 島 清		△	8	大 江 昭 典		○
	3	宮 本 千 春		○	9	小 島 俊 二		○
	4	大 江 厚 子		○	10	津 田 宏		○
	5	末 田 健 治		○	11	中 本 正 廣		○
	6	佐々木 道 則		○				
会議録署名議員	10 番		津 田 宏		1番		笠 井 清 孝	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長		河 野 茂		書 記		佐々木 裕子	
地方自治法第 121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長		橋 本 博 明		教 育 長		大 野 正 人	
	副 町 長		木 村 富 美		病院事業管理者		平 林 直 樹	
	参 事		三 浦 道 人		道の駅推進チーム 担当課長		瀬 川 善 博	
	参 事		下 村 佳 世		教 育 次 長		長 尾 航 治	
	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長		二 見 重 幸		教 育 課 長		清 水 裕 之	
	総 務 課 主 幹		郷 田 亮		安芸太田病院 事務長		正 岡 剛	
	加 計 支 所 長		児 玉 裕 子		—		—	
	筒 賀 支 所 長		山 本 博 子		—		—	
	企画 DX 課長		能 宗 良 明		—		—	
	税務住民課長		沖 野 貴 宣		—		—	
	地域協働課長		上 手 佳 也		—		—	
	産業観光課長		菅 田 裕 二		—		—	
	建 設 課 長		武 田 雄 二		—		—	
	健康福祉課長		佐々木 文 義		—		—	
	衛生対策室長		森 脇 泰		—		—	
会議に付した事件	別紙のとおり							
会議の経過	別紙のとおり							

会議に付した事件

令和8年6月9日

	一般質問
--	------

令和8年第4回定例会
(令和8年6月9日)
(開会 午前10時00分)

○中本正廣議長

皆さんおはようございます。今日から2日間、一般質問を行います。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○中本正廣議長

日程第1、一般質問を行います。今期定例会において配付した一般質問通告表のとおり、7人の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許します。3番、宮本千春議員。

○宮本千春議員

おはようございます。議席番号3番、宮本千春でございます。質問の前に、先週の土曜日、本町のメインイベントである中国地方選抜神楽競演大会が盛大に開催されました。本町の魅力の一つである神楽を多くの方々に発信できたこと、またこの祭りを通して町民の方々が一つとなって活動されている姿を見せていただき、とてもうれしく、これからも応援していきたいと思っております。それでは町民皆様の代表者として質問してまいりますが、途中せき込むことがあり、会話ができない状況になるかもしれません。御了承ください。それでは質問してまいります。まず3月定例会において、3月定例会に引き続いて、集会施設の地域への譲渡についてお伺いいたします。改めてになりますが、本町においては人口減少や少子高齢化の進行に伴い、公共施設の利用者減少と維持管理費の増大という課題が顕在化しております。限られた財源の中で、持続可能な施設運営を行っていくためには、施設の総量や機能の見直しは避けて通れない重要な課題と認識しております。こうした中、本年2月に行財政審議会が答申なされ、これを受けて3月には安芸太田町公共施設等個別施設計画が改定されました。今後この計画に基づき、個別施設の見直しが進められることとなりますが、とりわけ地域住民の生活に密接に関わる集会施設については、地域の実情を十分に考慮した上で、地元との丁寧な協議を重ねることが、行財政審議会の答申においても言及されております。私の地元である、坪野地区連絡協議会の総会が去る4月26日に開催され、その中で公共施設の削減が話題となりました。当地区の内外との交流拠点であるつぼの地区交流センターの今後の維持管理については、不安の声が多く出されました。このような事象は他の地区も例外ではないと思います。そこでまず、今回予定されている地元の協議のスケジュールと協議の進め方についてお伺いいたします。いつ頃か、どのような形で協議が開始されるのか、現時点での見通しをお示しください。住民全体の説明会が事前に行われるのかどうかなど、地域間も対応が変わってくると思いますので、しっかり示しておくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。集会施設の地域への譲渡等に関するですね、スケジュールと進め方についての御質問を頂きました。集会施設の取扱いにつきましては、現在、役場内において譲渡を引受けていただく場合の条件整理等を行っているところでございます。整理が終わり次第、地元との協議を開始したいと考えておりますが、今のところ、夏以降になろうかというふうに考えております。

そして協議の進め方でございますが、今回対象となる集会施設は、町が直接管理している施設と、地域へ指定管理をお願いしている計14施設でございますが、これらは地域が特定されるため利用者也特定をされます。そのため全住民への説明会は考えておりません。まずは、施設を担当する部署から地域の代表の方へと連絡をとりまして、地域ごとに進め方等も含めて相談をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

集会施設の地域への譲渡に際しては、譲渡条件や解体補助、さらには運営費に関する支援などが重要な論点となると考えます。個別施設計画においても引渡し前の施設整備、引渡し後の維持管理費の時限的な負担、旧地元集会所の除去の補助が例示されています。先ほど地域ごとに進め方も含めて相談すると答弁がありましたが、これらの条件を地域ごとに個別に交渉するのか、それとも一定の基準を設けて対応するのか、町のお考えをお聞かせください。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。集会所を譲渡する場合の基準等についての御質問を頂きました。まず協議につきましては、施設を所管する担当部署が地域ごとに個別に行いますが、必要な修繕でございますとか、譲渡後の維持管理費、また譲渡の時期などにつきましては、一定の基準を設けることとしております。以上です。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

地域間での不公平が生じないようにすることも極めて重要であります。先ほど述べた坪野地区連絡協議会でも、総会でも過去、つぼの地区交流センター建設する際の旧公民館解体する費用に対して協力したと述べられる住民の方もおられます。このようにそれぞれ地域ごとに過去のいろいろないきさつがあるんだと思います。しかしながら過去のいきさつに基づいた交渉によって、特定の地域に有利な条件が認められた場合、地域間での不公平感が生じ、全体の協議の進展にも影響を及ぼしかねません。こういった状況を防ぐためにも、全ての地域の交渉内容の共有や、譲渡条件のルール化など、公平を担保とする仕組みを構築すべきと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて集会施設の譲渡についてのもろもろ御質問頂いております。とりわけ公平性の担保が必要ではないかという御指摘も頂きました。改めて、公共施設等総合管理計画並びに個別施設の管理計画については、昨年度末に改定をさせていただき、今年はいよいよその具体化を進めるという段階に来ていると思っております。その中では、先ほど課長も答弁させていただきましたが、譲渡については統一した方針を整理して、施設ごとに地元との協議を進めていくというのが基本的な考え方でございます。その上で、今、議員からも御指摘頂きました協議を進める中においては、地域から様々な御意見を頂くこともあろうかと思っておりますが、各地域からの意見等については、役場の中ではしっかりと共有をさせていただきながら、できる限り対応に違いが生じることのないように進めたいというふうに考えております。なお、少し昔の話でございます。かつて個別の集会施設を地元の自治会等に引き取っていただいたときにはで

すね、修繕や改修など、様々な措置を講じたというお話も伺っているところでございます。ただ今回の譲渡は広域集会所、今14の集会所があると申し上げましたが、広域集会所が広域と言いながらも実質的には個別の集会所とあまり利用の仕方が違いがなくなってきたんじゃないかという観点から、広域集会所としての役割を終えたのではないかというのがもともとのベースにございまして、そういった意味では、もう既に各地域に個別の集会所がある以上、この広域集会所についてどうしても、町のほうがですね、地元に取り取っていただかなければならないという施設ではないというふうには思っているところでございまして、仮に、地元のほうでも必要ないという御判断があったときには、もうそれは町の責任で肅々とやはり廃止をすべきじゃないかなというふうに考えているところでございます。ただし、実際には当然まだまだ新しい、あるいは使える施設もたくさんございますので、そういう施設については、使っていただけるように、不公平がない形ではありますけれども、支援の在り方についても検討させていただいているところでございます。地域によっては集会施設が重荷になってるというところもあるというふうにお聞きしておりますので、改めて、今回の議論においてはですね、地域においても、その集会所が本当に必要なのかどうか。場合によっては引き取っていただくときにはですね、当然、相応の負担もやはり発生するということは、地域にも十分御理解を頂いた上で今回議論をしていただきながら、結論を出していただきたいと思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、宮本議員。

○宮本千春議員

広域での自治会の活動が困難になり、自治会振興会の解散も相次いでおります。自治会への譲渡が困難という場合には、その他の民間団体や個人の譲渡といったことも選択肢になるかもしれません。いずれにしても、将来の重荷にならず、また大事な財産が無駄にならない整理につながることを期待します。次に、加計商店街活性化事業の進捗についてお伺いいたします。人口減少や消費行動の変化により、従来型の商店街機能の維持が難しくなっている中で、本町においても、商業環境の在り方を見直す必要性が高まっております。そうした中で設置された商店街活性化チームの取組は重要であると考えます。まず、これまでどのような検討や、作業が行われてきたのか、また今後どのように進めていくのか、具体的に御説明ください。

○中本正廣議長

児玉加計支所長。

○児玉裕子加計支所長

現在進めておりますワーキングチームのこれまでの検討と進め方について御質問を頂いたかと思えます。会議の開催ですが、これまで月2回のペースで現在5回ほど開催をしているところでございます。空き家バンクの仕組みづくりに向けた検討としましては、空き店舗の実態の把握や、他の自治体における先行事例の把握、制度に向けた運営のルールなどについて協議しているところでございます。短時間勤務の仕組みについては、複数の民間事業者から、現在実施されている具体的な運営スキームや実際の運営状況について説明を受けたところでございます。今後は秋頃を目途に、課題等を精査した上で、一旦大まかな取組の方向をまとめた中間整理を行いまして、次年度の予算や具体的な事業展開につなげていきたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

はい、宮本議員。

○宮本千春議員

次に、この取組のゴールについてお伺いいたします。単に空き家店舗を減らすことなのか、

それとも新たな機能を持ったエリアへの転換を目指すのか。目指すべき将来像を明確にすることが重要であると考えますが、御説明をお願いします。

○中本正廣議長

児玉加計支所長。

○児玉裕子加計支所長

今回の検討につきましては、加計商店街を一つのモデル地域として、町内外で空き店舗を活用したい人に広く情報を伝える仕組みや、子育て世代やシニア層の方々が無理のない範囲で働けるスポットワーク等のマッチングの仕組みを検討することによって、商店街の活性化モデルを構築し、最終的には町全体に横展開をさせていくことを目的としております。商店街の衰退は安芸太田町だけでなく、多くの中山間地域が抱えている共通の課題であり、空き店舗を減らし、町外からの移住者を含む多様な方々に新たに店舗を活用してもらうことは、そう簡単ではないというふうには思っているところでございます。今年度の検討を足がかりに、時間はかかるかもしれませんが、成果につなげていけるよう、一步一步丁寧な検討を重ねていきたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

はい、宮本議員。

○宮本千春議員

加計商店街をモデル地域として町内に横展開したいということですが、人口減少が急激に進む中では、持続可能な商店街の規模にもおのずと限界があると思います。そうしたことから横展開の以前に、今回の加計商店街においても店舗としての利用を目指すことそのものについて再検討が必要でないかと感じております。商店街が形成された時代と比べ、大きく社会環境が変化している中で、無理に商業機能を維持するのではなく、住宅への転換や複合的な利用など、エリア全体の用途を見直す視点も必要ではないかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○中本正廣議長

木村副町長。

○木村富美副町長

はい。エリア全体の用途を見直す視点について御質問頂きました。まず繰り返しになりますけれども、今回の取組は、先ほど支所長が御答弁申し上げましたとおり、空き店舗の活用等を通じた、商店街の活性化モデルこれを軸に、将来的にはその仕組みを町全体に展開していくことを目的としております。御指摘のとおり、社会環境の変化に応じた、柔軟な土地利用の検討も必要であると認識をいたしておりますが、一方で、地域のにぎわい、あるいはコミュニティを維持するためには、今まさに商店街が直面しております、活力の低下に歯止めをかけることが、待ったなしの優先課題であるというふうに認識をいたしております。また土地利用規制の面で申し上げますと、安芸太田町は、町全体が都市計画区域外であり、商業や住宅といった用途地域の指定がされているわけではなく、現状では建築基準法上の用途規制も適用されませんので、法的な拘束力はないものと承知をいたしております。こうした状況も踏まえまして、今後は物件所有者の意向などもお伺いをしながら、従来の商業店舗としての利用にとらわれず、柔軟な活用方法も視野に入れた上で、例えば企業のサテライトオフィスやスタートアップの拠点、あるいは個人のスモールビジネス、コワーキングスペースといった時代に合った新たなビジネスや価値を生み出す幅広い用途でも検討していただけるよう、あらゆる可能性を視野に検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

待ったなしの状況というのはまさに同意します。今年度に入りぷらっとホームつなみが、自治振興会での営業取りやめ、[]の廃業や[]からの[]撤退など、衝撃的な動きが続いております。商店街のある店主からは、キャンピングカー利用向けの駐車場の整備や、イベントを実施してはどうかという提案もありました。ただこういった取組は、地元住民のどういう町にしたいという思いを尊重することが大事ですし、場当たりの対応になってしまつては、課題は解決しないと思います。私としましては、どんなまちづくりをすれば持続可能になるのか、官民が一体となって決めていく場を設定していただくことを望みます。次に、定住促進住宅であるもりみんハイツが昨年4月の入居開始から1年経過しました。現状の入居者数や入居時の世帯要件の別、入居前の住所、町内外の別、入居者の自治会の加入状況、または昨年度の退去者数など、どうなっているのでしょうか。また、もりみんハイツの入居者だけで地域コミュニティを形成するかもしれないという話もあったと思いますが、実際にはどのように整理されたのでしょうか。もりみんハイツの入居者の方と地域コミュニティとの交流の現状と、もし課題があればその点についても答弁を頂きたいと思います。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。もりみんハイツの現状と地域コミュニティとの交流の状況についての御質問です。詳細な数字の関係についてはですねちょっと持ち合わせておりませんので、現在の入居状況について御報告をさせていただきます。まず、もりみんハイツは令和7年4月の入居開始から1年が経過をしております、5月末現在の入居状況が全20戸のうち19戸が入居しております、上殿そして天神原が満室となり、戸河内土居の2LDKが一戸募集中の状況でございます。入居者は、19世帯38名で、そのうち子育て世帯の方が8世帯で、10名のお子さんがおられます。また移住し転入された方は12世帯20名で町の人口対策にも大きなプラスとなっているという状況でございます。地域コミュニティとの交流の状況でございますが、地元総会への参加、また道うち、とんど、秋祭りなど、各地域のイベントに参加しながら、交流活動が行われているというふうに聞いております。地域によって関わり方も様々で、一律に地域交流できているものではありませんが、現在も地域活動に協力している状況がある中で、今後も地域とよい関係で交流が継続していくことを期待しております。以上です。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

自治会への加入状況や、昨年度の退去者数、そして交流についての現状の課題については言及はなかったように思いますが、町として、入居者と地域コミュニティの交流がきちんと図られるよう、SPCを通じて状況の把握、改善に努めていただきたいと思います。次に3月定例会の一般質問でも、同僚議員への答弁の中で、もりみんハイツ入居者からステップアップして家の購入や改装を行う場合の加算項目を盛り込むとともに、町内新築を検討している方の定住促進のため、優良な住宅造成地を確保する取組の検討を開始しますという内容がありました。この確保の取組として、住宅適地調査を実施していくということとされていると思いますが、この土地を対象に、どのような項目をどう調査していくのか、具体的に御説明をください。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。住宅造成地の適地調査の方法について質問を頂きました。現時点ではまだ検討中で、具体的なものを示すことはできませんが、基本的な考えといたしまして、住宅の建築を検討さ

れる方の視点での検討が必要であると考えております。第1に、家を建てるまでの費用をできるだけできる限り抑えられる敷地であることが重要と思われます。そのためには、土地代が安い必要がありますが、幾ら土地代が安くとも造成費用が膨大であれば、同じように躊躇される可能性もあります。同様に、上下水道等の整備費用がかさむような地域も敬遠されるかもしれません。逆に敷地の確保は安価で済んでも、重機が入らないなど、重機が入らない敷地であるなど、建設費用が高くつく場合も考えられます。これらを含めまして、多方面から評価できる項目を設定いたしまして、評価の高い造成用の適地を選定できるよう、調査につなげていきたいと現在考えているところです。以上です。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

単に建てやすい土地、安く提供可能な土地という視点だけでなく、将来的な人口配置や、生活利便性、インフラ維持の観点など、まちづくり全体の視点を踏まえた調査とすべきと考えます。点でなく面としてのまちづくりをどのように進めていくのか、お伺いいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。今の住宅適地の関係で、まちづくり全体の視点というものが必要ではないかと御指摘を頂きました。この問題、本来であればですね、住宅取得というのはやはり民間にお任せすべき案件ではないかと思いつつも、本町の場合には、放っておいても民間主導で造成が進むわけではないし、さりとて定住促進住宅に入っている方がやはりスムーズに地域で、本町内で家を確保できる環境をつくっていくということもやはり行政には求められているのかなと思うと、なかなか難しい問題だということで我々も大変悩みながら、今回適地調査を進める判断をしたというのが実態でございます。その中ではやはり繰り返しになりますけれども、重要な視点というのはやはり、家を建てる側の考え方あるいは立場に立って、進めていく必要があるというふうに思っております。これは建設課長申し上げたとおりでございますので、賃貸に入っておられた方々が持家を持つ、相当なお金もかかる話でございますので、それぐらいなら外に出るというよりはですね、何とか町内で家を建ててもらおうと思ったらやはり費用を抑える努力をする必要があるのではないかとございます。そういった意味では実は町有地というのはある意味費用を下げるという意味では1番優位になるんじゃないかなと思いますし、逆に私有地を使えという話がたまに出ますけれども、その場合でも何といいましょうか、無償で提供しようというような話でもないですね、これがやっぱりなかなか難しいのではないかなというふうに印象を持っております。もちろん今後、適地調査の中で、可能であればですね、私有地の募集というのを取り組んでみたいとは思っているところでございます。一方でその費用以外の面で何か条件というか、今のまちづくりの視点というお話がございましたが、これが仮に、今言った家を建てられる方々の負担になるようなお願いになるようであればですね、それはなかなか難しいところがあるかなと。逆にそういったある意味人口の分布ですとか、逆にここに住んでもらいたいみたいなことを盛り込もうと思うと、それ相応のやはり何というか例えば宅地の造成についても町が面倒見るとかですね、そういったことも考える必要が出てくるのかなあというふうに感じてるところでございまして、そのことも含めて、今後検討していきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、宮本議員。

○宮本千春議員

もし町有地なら安く払い下げるから町有地の中から宅地造成に適する土地を探そうと考えているのであれば、調査対象の考えとしてはどうでしょうか。町有地民有地関係なく、未利用をどれだけ宅地として利用価値の高いものを市場に流通させることのほうが重要で、その上で価格の問題があれば、移住定住施策として、購入者、購入希望者に対して補助することはどうでしょうか。御検討をお願いいたします。次に、介護予防教室のびやかについてお伺いいたします。高齢化が進む本町において、介護予防の取組がますます重要性を増しております。一昨年度まで実施されていた体も脳もわくわく講座に変わり、昨年度からのびやかが始まりましたが、基本チェックリストによる対象者の選定により、開始当初は参加者が大きく減少したと認識しております。まず昨年度の参加者数の推移についてお示し頂くとともに、参加者の反応や、事業効果についてどのように評価しているのか、お伺いいたします。

○中本正廣議長

佐々木健康福祉課長。

○佐々木文義健康福祉課長

はい。昨年度の介護予防教室のびやかの参加者数の推移と事業効果について質問頂いたかと思えます。この事業につきましては、県との協議及び指摘を受け、本来の目的に沿った対象者の厳密な選定を行いました結果、参加実人数は、令和6年度の94名、延べ1,829名から令和7年度は70名、延べ1,117名に減少いたしました。残念ながら参加人数は減少いたしましたが、要介護認定に近い方などに対し、自立支援という本来の趣旨に沿ったプログラムを提供できるようになりました。そのことで、事業効果は着実に上がっていると評価しております。以上です。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

年30回程度開催があることを考えると、令和6年度が1人当たり20回、令和7年は1人当たり15回程度と、参加率の低下が気になります。単に参加が遅かっただけならいいのですが、途中でやめる方がいるとすれば問題であると思えます。次に、対象者の選定方法についてであります。必要な方に適切に参加していただく一方で、参加機会が過度に制限されないようなバランスも重要であると考えます。適切なフィルタリングの在り方について、町の考えをお聞かせください。

○中本正廣議長

佐々木健康福祉課長。

○佐々木文義健康福祉課長

はい。対象者の選定方法と参加機会のバランスについてでございますが、本町には民間事業者による代替サービスがない地域性がございます。そのため、県と協議を重ねていき、本来の目的に合った対象者を選定することを条件に事業を継続してまいります。また、対象から外れた方や、事業を終了された方につきましては、地域の100歳体操やサロン活動へ確実に誘導することで、高齢者の皆様の参加機会が失われないよう努めてまいります。以上です。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

こういった健康を維持する取組は、継続的に実施していくことが重要であると思えます。しかしながら現在、毎年度、事業者と契約をし直していることから、年度はじめの2か月程度は実施されない状況となっております。そこで複数年の長期契約や債務負担行為の活用などにより、前年度中に契約を完了させるなど、年間を通じて継続的に教室が開催できる仕組みづくりも検討すべきと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○中本正廣議長

佐々木健康福祉課長。

○佐々木文義健康福祉課長

はい。年間を通じた継続的な教室の開催についてでございますが、本年度の介護予防教室のびやかは、調査や手続のため、6月末頃からの開始。予定としては週1回年間34回を予定しておりますが、年度当初に空白期間が生じている点につきましては、健康維持の観点からも、課題と認識しております。御提案頂きました手法も参考にしつつ、次年度に向けたニーズ調査や、利用手続などの準備を、前年度の後半に前倒しで実施するなど、年度当初から、切れ目なく教室を開催できる運用面の仕組みづくりにつきましては、今後前向きに検討してまいります。以上です。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

最後に昨年9月の一般質問において示された出番と居場所づくりの取組について、その後の進捗をお伺いいたします。加えてヘルスマイスターや食生活改善推進協議会など既存の地域活動団体との連携を図ることで、より広がりのある取組が可能になると考えますが、こうした連携の可能性についてもお聞かせください。

○中本正廣議長

佐々木健康福祉課長。

○佐々木文義健康福祉課長

はい。元気な高齢者の出番と居場所づくりの取組の進捗についてでございますが、現在、事業終了された方々につきましては、町内46か所で展開される社会福祉協議会のふれあいサロンをはじめ、共生型サロンやいきいき100歳体操等へ、確実に誘導し、これらの場が地域の重要な居場所として機能するよう協議を継続しております。また、御提案のありました、ヘルスマイスターや食生活改善推進協議会、そして健康運動クラブ連絡協議会などの地域活動団体との連携は、介護予防において非常に重要と認識しております。活動への継続参加を通して、元気な高齢者御自身がサロンの世話人などの担い手に回ることが、本町における新たな出番の創出につながります。さらに、こうした連携は活動を支える、既存団体側にとっても、新たな出番の創出となる好循環を生み出します。より広がりのある介護予防に向けて、関係団体との連携を積極的に模索してまいります。以上です。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

既存の地域活動団体もだんだんと高齢化が進み、活動が縮小しております。町としてしっかりサポートして、支える側も、支えられる側もお互いに元気になればベストではないかと思えます。次に持続可能な地域づくりについてお伺いいたします。まず、広報紙の配布についてです。現在、折り込み作業や各戸配布を行う人手の確保が難しくなっており、特に高齢化が進む地域では大きな負担となっております。配布する人がいない、同じ人に負担が集中しているといった声も聞かれます。そこで、現状において広報紙の配布にどの程度の費用がかかっているのか。また、外部委託を行った場合には、どの程度のコストが見込まれるのか、お示してください。

○中本正廣議長

能宗企画DX課長。

○能宗良明企画DX課長

はい。現在の広報紙の配布費用について御質問頂きました。現在、本町の広報紙、広報安芸太田ですが、各戸配布は自治振興会の皆様をお願いしているところでございます。これは安芸太田町自治振興会設置規則に基づき、行政文書等を自治振興会の区域内の世帯に配布することを、自治振興会の業務として位置づけて、地域自治振興交付金の中で御対応頂いているものです。地域自治振興交付金のうち、広報紙をはじめとする行政文書の配布業務に係る費用につきましては、1世帯当たり年額950円で積算しております。令和8年度におきましては、254万5,050円が、行政文書等の配布業務に対する積算上の費用となっております。また、この各戸配布業務を民間事業者へ委託した場合の御質問頂いておりますが、委託した場合の試算ですが、本町は山間部に集落が点在する地理的条件にあることから、町内全域を安定的にカバーできる事業者は限られるものであると考えております。仮に、日本郵便株式会社の宛名なしで、指定地域の全世帯に届けるサービス、いわゆるタウンメールというサービスを利用した場合、配布物の重量にもよりますが、年間おおむね340万円程度の経費を要する見込みでございます。以上です。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

次に集落支援の活用についてでございます。全地域への配置を進めるとともに、広報紙の配布業務をその役割に位置づけることで、地域の負担につながるのではないかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。広報紙の配布について集落支援員を活用してはどうかという御質問でございます。まず、本町の集落支援員でございますが、集落内の高齢化率が著しく高く、人口が極めて少ないなど、特に集落の維持が困難となりつつある周辺集落を対象に、地域の実情の把握でございますとか、集落の維持を目的に配置する制度となっております。集落支援員に係る経費につきましては、原則全て特別交付税の対象になるとはいえ、現実には、それに見合うだけの十分な交付税を頂いているわけではなく、結果としまして本町におきましては、対象とする集落には一定の基準を設けているところであり、全ての地域に配置するものではないという点については御理解を頂きたいと思っております。なお集落支援員が活動する地域におきまして、行政協力員の選出が難しい地域におきましては、集落支援員が、行政協力員の業務担い、広報紙を配布することは可能としております。以上です。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

続いて地域の共同作業の維持についてであります。かつては各家庭で草刈り機を保有し、地域総出で道路の維持管理などが行われておりましたが、近年では機材を持たない世帯が、移住者を中心に増えております。一部の自治会では、共同で草刈り機を購入し、貸し出す取組も見られますが、こうした取組を広げていくためには自治会による機材購入への支援が有効ではないかと考えます。例えば補助制度の創設などにより、地域活動の維持につなげるべきと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。自治会への草刈り機購入補助についての御質問でございます。町では地域コミュニテ

ィの活性化でございますとか、地域の助け合いや連帯感を育てる活動を行う自治振興会に対しまして、地域づくり事業補助金を交付しております。この補助金は、地域サロンや、夏祭りの経費等のほか例えば地域が共同で草刈りを行う際の草刈り機購入代でございますとか、燃料代なども対象になっております。補助率は10分の8で、一自治振興会当たり上限は4万円となっております。地域の共同作業等にもぜひ御活用頂ければというふうに考えております。以上です。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

既存の制度の中で対応できる部分が多くあることが分かりましたので、私としても町民の皆様にしっかり周知して活用を進めていただこうと思います。最後に、民生委員の確保についてお伺いいたします。地域福祉を支える重要な役割を担う民生委員については、近年、担い手不足が深刻化しており、本町においても例外ではないと認識しています。昨年度の一斉改選時には、一部地域で欠員が生じているとのことでしたが、その後の補充状況についてお示してください。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。民生委員の欠員の状況についてでございます。令和7年12月1日の一斉改選におきまして2名の欠員が生じております。自治振興会長でございますとか前任の民生委員を中心に、情報をもらいながら、後任を探しているところでございますが、現在も補充できてないという状況でございます。以上です。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

これまでの一般質問で、民生委員確保に向けて幾つかの提案をさせていただきましたが、町として今回何らかの具体的な対策に講じられたのか。また今後検討している新たな方策があれば、あわせて伺います。あわせて制度そのものの持続性を確保するためには、負担軽減や役割の見直しなども必要ではないかと考えますが、今後の方向性について町の見解をお聞かせください。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。民生委員の成り手不足なんです、これは全国的な問題でございまして、このたびの一斉改選では、充足率、全国で91.7%、

広島県で92%と、いずれも前回令和4年の一斉改選より充足率が低下しておりまして、民生委員の確保が難しい状況が続いております。民生委員の確保を難しくしている主な理由としましては、住民の理解が得られないこと、業務が負担であること、そして高齢者の就労率上昇などがございます。こうした問題に対しまして町では、まず、住民の理解を得る取組としまして民生委員がどんな活動をしているのかを知ってもらうために、学校訪問の企画やホームページの掲載など周知活動を行っております。また業務負担軽減の面におきましては、充て職の見直しでございますとか、町と民生委員との連絡手段につきましてLINEを活用するなど、こういった取組も進めております。今後さらに働きながらも、民生委員として活動しやすいように、就労している委員の職場に対しましてですね、民生委員の役割についての理解を求め、委員が活動するための休暇を取りやすくするような配慮をお願いする取組なども計画をしております。

できる限り活動しやすい環境をつくり、成り手の確保に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

どこの田舎においてもだんだんと自治会活動が低調となり、昔ほどの地縁の強さはなくなっているように思います。もちろん地域によっては違いがありますが、住民同士のつながりに頼った民生委員という制度自体にも限界が来ているかもしれません。法律等の制限があるかもしれませんが民生委員としての業務内容のうち、職員がやるべき部分はないのかとか、それこそデジタル技術を使えば業務自体がなくせるものはないのかとか、いろいろな検討を幅広に進めていただきたいと思います。最後に、6月4日、梅雨入りしました。水害や土砂災害が発生しやすい季節となります。大雨など予想される場合は早めの情報発信など逃げ遅れゼロを目指し、万全の体制を整えていただきたいと思いますことを申し添え、私の質問は終わります。

○中本正廣議長

以上で宮本千春議員の一般質問を終わります。なお、先ほど一般質問の中で、不適当な言辞があったように思われますので、後刻記録を調査の上、発言内容について処置をいたします。10時55分まで休憩といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。はい。9番小島俊二議員。

○小島俊二議員

おはようございます。9番の小島でございます。よろしくお願いします。昨日はちょっと親戚の不幸がありまして、議会を欠席して申し訳ございませんでした。よろしくお願いします。それで昨日、江田島でちょっと葬儀があつて、江田島行ってきたんですが、結構江田島大雨が降りまして、3時に葬儀が済んで、帰りかけたら、早瀬大橋が土砂崩れで通行止めになりまして、全く島から出れない状況になりまして、港まで行って、フェリーに乗って帰ってきたという状況ですが、やはり連絡道路というのは代替道路が必要だなということを痛感した昨日でございました。そういった意味でスマートインターとか、早くできればいいなど。それで、今頃高速道路の通行止めが多いですから、その辺は会社と早めの連絡連携をとりながら通れるようにしていただきたいと思います。63の災害のときはあれだけの大雨の中で、高速道路を通って広島へ出たというような経験もありますんで、少し会社のほうへ基準を緩めていただいたらというような思うところが個人でございます。今日は3点の質問をさせていただきたいと思います。まず1点目が筒賀拠点整備事業について質問させていただきます。現在町では筒賀拠点施設整備事業について、PFI方式による整備を前提として、実施方針の公表、サウンディング調査等を進め、5月下旬にはPFI法に基づく特定事業の選定公表を行う予定となっております。本事業は、総事業費7億円を超える大型事業であり、将来にわたる町財政、地域振興に大きな影響を与える重要な案件です。しかしながら、私は現時点において、本事業には多くの課題と不透明さが残されていると考えています。そこで以下数点質問をさせていただきます。まず3月に実施したサウンディング個別面談について、参加事業者は何社あり、各事業者の事業に対する参加意欲や、個別面談における各事業者の状況について質問をいたします。

○中本正廣議長

山本簡賀支所長。

○山本博子簡賀支所長

簡賀拠点整備事業のサウンディング結果についてでございます。令和8年3月24日に実施したサウンディングでは3事業者の参加がありました。コンサルの会社が2社、総合ビル管理会社が1社でございます。3事業者のうち2事業者につきましては、具体的な提案はなく、事業採算性の観点など消極的な意見が主でした。残る1事業者からは具体的な事業提案がございましたが、提示された費用が町の想定を大きく上回るものであり、P F I 事業にしたとしても、収益の向上や運営コストの削減は難しい感触を得ているところです。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、サウンディングの個別面談状況について質問しましたが、先ほどの説明では3社が参加し、そのうち1社は参加意欲が高いとの説明でございました。しかし、サウンディング参加と実際の入札参加はまた別問題であろうというふうに思います。実際には応募が1社のみ、あるいは応募がないという事態を十分考えられるというふうに考えます。そこで問います。町は、現時点で基本事業の成立可能性をどのように判断していますか。また、応募者が1社のみの場合や、応募ゼロの場合の対応についてどのように考えておられるのか。今後の簡賀拠点事業の事業方式や事業自体の中止か継続かの判断について伺います。

○中本正廣議長

はい。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。今後の方向性ということだと受け止めております。御指摘頂いたように今回サウンディングを行ったところ3社から、お話を伺ったわけでございますけれども、今、簡賀支所長お話をしたように、うち、具体的な提案を頂いたのは1社でしたが、その1社の提案というのは正直なかなか厳しい内容だったというふうに受け止めているところでございます。そういった意味では、もちろんこれ、P F I 事業を進めたことによって一体何社手を挙げていただけるかってのはもちろん、課題だと思っておりますが、一方で何度か我々としてもサウンディングを行わせていただいた結果、やはり民間提案についてもですね、検討を重ねてきたわけでございますけれども、残念ながら現時点においてはP F I 方式による事業実施では、収益の向上ですとか、あるいは運営コストの削減というのは、難しいのではないかとというのは受け止めざるを得ないというふうに思っております。そういった意味ではですね、これ以上民間提案を、あるいはサウンディングを続けることによって事業の進行を遅らせるのは決して得策ではないというふうにも判断をしてるところでございます。そういった意味では、町として改めてこの簡賀拠点の事業については、P F I 方式による事業実施は見送る一方で、いわゆる従来型の公共事業として引き続き、進めていくということを前提に、今年度、必要な整備内容や規模を検討し、令和9年度以降の事業着手を目指したいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。町はこれまで簡賀拠点事業について、P F I 方式による整備を前提として実施方針の公表、サウンディング調査、特定事業者の検討などを進めてきました。しかし、今の答弁によりますとその結果、サウンディングに参加した3事業者のうち実際に強い参加意欲を示したのは1社のみであり、結果として町はP F I 方式を断念し、従来方式、いわゆる町主体の整備へ方針を転換する判断を行いました。私はこの判断そのものが、この事業の根本的な問題を示してい

ると考えています。つまり、民間ですら事業性を見いだせないという現実が明らかになったにもかかわらず、町だけが事業継続に固執している状況ではないでしょうか。人口の減少、高齢化が進む筒賀地区において、当初の事業構想によれば、カフェ、温泉施設、集客施設などの収益事業が将来的に成立困難であることを民間が現実的に判断した結果ではないでしょうか。そこで伺います。町はP F I 方式断念の原因をどのように総括しているか。また、民間でも成立困難と判断された事業をなぜ町の直営事業なら成立すると考えるのか、明確な答弁をお願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めてですね今回P F I 方式を断念せざるを得ない、そう判断したことについては、私なり重く受け止めているところでございます。ただ誤解があるのかもしれませんが、この事業ってというのは収益事業を目的にしているわけではないし、収益をもともと求めることが主の目的ではなかったと思っております。計画としてはあくまでも生涯活躍のまち構想ということで、地域の活性化を進めていくということ、あるいは町としては、老朽化した広域避難所を何とかしたいということ、そういったもろもろの事業を進めるにあたって、P F I 方式でできれば、運営コストを下げれるのではないかという思いで、この方式については追求してきたつもりでございます。ただ結果として現段階においてはこのP F I 方式、民間のノウハウを活用したからといって、運営コストを削減するのはなかなか難しいということが判明したものですから、改めて手法としてのP F I というのは断念したわけでございますけれども、かといって、地域の皆様と議論をしてきた、今申し上げたような地域活性化、あるいは避難場所の確保といった本事業そのものの主な目的というのは全く必要性が否定されたわけではないというふうに思っているところでございまして、そういった意味で、改めてこの問題については、従来型の公共事業という形で事業として進めていきたいと。もちろんその際にはコスト削減の工夫というのは、引き続き考えていく必要があると思っておりますが、必要なコストについては今申し上げた行政目的を達成するために、町としてそのコストの負担というのはしていかなければならないと思っているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。今、事業の答弁があったんですが、本事業は当初、支所機能、図書館機能を含めた複合施設として説明されてきたところであります。しかし現在はそれらを現在の既存施設へ残す方針に変更されています。つまり当初掲げていた行政機能集約、公共施設再編、利便性向上という整備理由そのものが崩れていると言わざるを得ません。にもかかわらず事業は継続する。これは施設をつくること自体が目的化しているんじゃないでしょうか。ここで伺います。当初計画から大きく変更されたにもかかわらず、事業継続をありきとなっているという理由をお聞かせください。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。当初計画からの変更ということをお指摘頂きました。今のお話があったその当初計画からの変更というのが、いわゆる行政施設の機能集約という点であれば、それは確かに、当初、行政側として考えていた計画からは変わったというのは間違いのないと思っております。ただその変更についてはですね改めて基本構想をまとめた段階の後、地域の皆さんとお話をする中で、

今の行政施設の機能集約とりわけ現状の筒賀支所の建物はそのまま支所として使ってほしいという地元の声があったということを踏まえて、計画変更をさせていただいたところでございます。これは策定委員会にも御報告をし、その計画変更そのものについては御了解を頂いた上で進めているつもりでございます。その上で、もうこれ繰り返になりますけれども、残ったこの施設のつくるための理由、つまりは、生涯活躍のまち構想の拠点としての施設、集会所機能、さらには災害時の避難場所の確保、さらには温浴施設を含めた地域交流機能を持つ施設、こういう部分というのは計画が変わっているわけではないと思っておりますし、引き続き、基本構想に基づいて進めるべき取組ではないかというふうに思っているところでございます。繰り返します、その結果として、コストの削減については改めて行政として取り組んでいかなければならないと思っておりますが、今申し上げた基本構想策定のときからの、この施設の目的そのものは否定されるものでないというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。当初町が掲げた生涯活躍のまちというのはやはり、いろんな行政機能が集約されて、そこにみんなが集まって、加計でやりましたごちゃまぜのまちづくりというのを目的としておりまして、もう施設が、ばらばらに整備するんであれば、もうこの事業計画、7億という事業自体の根本が、おかしくなってるんじゃないかと思いますが、当然にまた町自体もその事業計画7億という事業計画は見直しがされると思います。それで、現在町のホームページに筒賀地区の担い手育成支援業務というのが挙がっておりますが、これ200万の委託事業なんです、このPFI事業が、断念したという状況の中で、この委託事業を今年度そのまま進めていくのがいいのかどうか。一度立ち止まって、施設自体の在り方というのをもう一遍検討すべきではないかと思いますがそのへん答弁お願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。御指摘頂いたソフト事業、これはPFIによって収益を生む施設かどうかにかかわらず、生涯活躍のまちの拠点施設をつくった場合に、その施設を使いながら、地域活性化を進めていけるような、そういう地域の活動を広げていきたいという趣旨で進めていたものですから、繰り返しますがこれ、PFI事業かどうかにかかわらず、この拠点をつくるのであれば必要な取組ということで進めてきたつもりでございます。それから何て言うんでしょうか、PFI事業で確かに進めてきたところではございますが、これはあくまでも当初の基本構想があって、その基本構想をよりコストを下げるとか、あるいはより、何というんでしょうか、活性化につながるような取組の民間提案を求めてたというのが趣旨でございましてそういった意味では、基本構想が変わったというよりは、基本構想にプラスアルファ、民間であればどのような提案がきますかねというそういうお話だったと我々思っております、そういった意味では私自身も半分は民間の提案に期待するところがあったし、逆に半分は、我々が思ってる以上のことを進められるのではないかと戦々恐々とする部分も正直ございました。かえってそれがPFI断念をしたことによって、改めて私としては基本構想に立ち返ってこれを忠実に実現をさせていただく。さらに言うと、地元の声もありました。7億というのが試算で出ておりましたが、できる限りそういうハード施設にはお金をかける必要はないんじゃないかという御指摘もありましたので、そういった意味での最低限、適正規模の施設を実現するための取組を、これから1年かけて、検討させていただきながらですね、提案をさせていただきたいと思っているところ

でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。私も当初この計画を聞いたときに、民間が手を挙げて、この計画の実現可能性があるんであれば、少しでも可能性はあるんじゃないかというふうに思っておりましたが、民間が、手を挙げる方が非常に少ないということであればそれも、事業のお金の負担のほうが大きな提案があったというふうに先ほど答弁がありました。そういった事業では、今後その施設を大幅に見直したとしても、新たな施設の温浴施設とか、そういったものをもし整備するとすれば、そこらの管理、指定管理は恐らく地元が受けあうようになると思いますが、その辺の実現可能性はあるんでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

改めて今回の従来の公共事業による進め方の中身になると思っております。それについてはですね今将来的な運営主体、あるいは人員の確保、さらに言うと、維持管理費負担等の具体的な点については、これからまた検討していかなければならないというふうに思っているところでございます。今後は基本構想をもとに、事業規模や必要機能を精査しながら内容を詰めていきたいと考えているところでございます。なお運営形態については、従来の公共事業と同様に進めるという観点から見ればですね、指定管理ですとかあるいは民間委託とか、既に町内の中にもそういった施設はたくさんございますので、同様の形での取扱いになるものと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、従来の指定管理制度で進めるとすれば、その指定管理料は、今の事業規模であれば相当の多額の出費を要請されるところでございます。当然に収益施設としてペイできるような金額にはならないんじゃないかというふうに思っているところでございます。そういった意味で、もう一遍聞きますが、今の7億5千という事業計画については、抜本的に見直す予定があるかどうかお聞きます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

抜本的見直しをするということでございました。基本構想が我々としてはあるものですから、それをいかに実現するかということがやはり重要だと思っております。ただ、繰り返しになりますけれども、地元との協議の中でも、できるだけ箱物へはお金をかけるべきではないという御指摘もありました。そういった部分では、機能を維持しながらある意味、最低限必要な施設を何とかつukれないかということで、我々としてはこれから検討したいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい。小島議員。

○小島俊二議員

はい。多分7億5千という事業規模ではその実現性は薄いんじゃないかというふうに思います。今年度ソフト事業で、またワークショップ等行われるという計画でございますが、ここまでは

たらそのワークショップの中でもう一遍住民の方に、筒賀地区の拠点施設整備計画について問われたらどうかというふうに思っているとでございます。本当に筒賀地区の方がどういった施設が必要なのかということ、200万って予算がありますんで、そこらをかけてもう一遍見直すということ、考えていただきたいというふうに思います。最後の質問ですが、今回PFI断念は私は極めて重い意味を持つと考えています。それは民間活力を前提としても成立困難という現実が明確になったということでございます。現在、筒賀支所や図書館は既存施設で残すことになっています。そうであれば、既存施設の改修、必要最小限度の機能強化、バリアフリー化、防災機能強化を行うほうがはるかに合理的です。当初の施設集約化方針が変更された以上、新施設建設ではなく、既存施設の有効活用を基本とすべきと考えています。今回の事業は民間事業者が採算性や事業性に疑問を持った事業をなぜ町が税金を投入して続けるのか。PFI断念は事業手法が間違っているのではなく、事業そのものを見直すべきという計画ではないのでしょうか。最後に質問します。PFI断念という現実を踏まえ、町長として、事業中止を含めた再判断を行う考えはありませんか。明確な答弁をお願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めてPFI方式の導入断念についてはですね大変私自身も残念に思っているところでございます。ただしこれも本当繰り返しになりますけれども、筒賀地域における防災拠点の確保、それから交流促進機能の維持、それから老朽化した現福祉センターの代替機能の確保というのは、これ必要性の高い課題だと、行政課題だというふうに認識しておりまして、そのための施設建設の必要性は変わっていないと判断をしているところでございます。特に議員御指摘のとおり、既存の施設の有効利用ということをよく御指摘頂くんですが、少なくとも筒賀の福祉センターについてもかなり老朽化が進んでいて、しかも、耐震機能がない可能性が高いと。そうすると結局、特に広域避難場所として指定している施設をなかなか引き続き使っていく、あるいは改修ということをお考えなのかもしれませんけれども、かなり大規模な改修になるということを見ると、これ、いずれにしても、代替施設というのは必要なのではないかと我々感じているところでございまして、こういう行政課題をどうするのかということなしに、今の事業をちょっと断念せよというのは我々としては受入れがたいところかなというふうに思っているところでございます。もちろんそういった意味では、できるだけ繰り返しになりますけれども、行政コストの削減というのは常に考えていく必要があると思っておりますが、地域地域に必要な行政機能というのはやはり維持をしていく必要があって、それは収益事業だからするしないという話ではないということはずいぶん、御理解を頂きながら、引き続きこの問題については、我々としてはこれから詳細な検討を進めていく。最終的には予算の段階でももちろん、また議会でもお諮り頂くことになると思っておりますので、そのときそのときでまた皆様からも、御意見を伺いながら、我々としては進めていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。すぐの見直しはちょっとまだ考えてないということでございますが、筒賀地域の方が、便利にいろんなものを利用するという意味では、やはり支所であり、図書館であり、そういった機能が1か所に集約されてることが私は絶対条件で、利便性が上がるのではないかと考えております。せっかく今年度ワークショップという予算を今とってプロポーザルされておりますが、そういった予算があるのであればもう一遍、先ほど申しましたように筒賀地区の

住民の方に、再度この施設の在り方について、問われて、福祉センターを改修するには大きな金がかかるという計画も出ておりましたが、どの辺の程度を耐震性を有しているのか、もう一遍再度、検証されて、筒賀市地区に残す筒賀支所、ふれあいプラザ等々の施設が一体的に活用されて、住民の方が、利便性が上がるという施設になることを望んで今回の一般質問は終了させていただきたいというふうに思います。2点目の質問に移ります。サイクリング・マウンテンバイク関連事業の将来的な財政負担と持続可能性についてお伺いさせていただきます。安芸太田町では、本年度広島県の宿泊税を活用し、4月に2,700万円の補正予算を編成しました。その内容は、サイクリング拠点施設基本構想策定マウンテンバイクコースの開発、マウンテンバイクツアーの造成、人材育成、イベントの開催等でございますが、など、サイクリングを活用した地域振興事業を進める予定です。しかし私はこの事業は将来的に安芸太田町に大きな負担を残す、いわゆる負の遺産になる危険性を強く懸念しています。現在の安芸太田町は、人口減少高齢化担い手不足、厳しい財政状況という大きな課題を抱えています。その中で、今回の事業は、交流人口の拡大や、期待先行で進められている印象が強く、事業終了後の維持管理や運営継続について現実的な議論が十分とは言えません。特にマウンテンバイクのコースは、まだまだ不勉強ですが、整備して終わりではございません。草刈り、倒木処理、路面整備、安全対策、事故対応、地権者調整など、継続的な維持管理が必要となります。しかも人口減少が進む中、将来的に誰がその負担を負うのかが見えてきません。またイベントや、ツアーについても補助金がある間は実施できても、補助金終了後には、自走可能なのか大きな疑問があります。私は今回の事業もつくるのが具体化し、目的化し続けられるかという視点が弱いのではないかと危惧しています。さらに、交流人口が増えたとしても、実際に地域の収入につながる保証はありません。マウンテンバイク利用者は、限定的であり、日帰り利用が中心となれば、宿泊や地域消費の波及も限定的になる可能性があります。結果として、維持管理費負担だけが増え、地域経済効果は限定的で将来的に財政負担を圧迫する、そのような事業になりかねないと強く懸念しております。そこで数点お伺いします。まず本事業について、将来的な維持管理費をどの程度見込んでいるのか。またその財源をどのように考えているのか、お伺いします。

○中本正廣議長

下村参事。

○下村佳世参事

はい。サイクリングマウンテンバイク関連事業の将来的な財政負担と持続可能性について御質問頂きました。本事業につきましては、今年度、マーケティングやニーズ調査等を踏まえた上で、基本構想を策定することとしております。この中で、事業の規模感ですとかそういったものを整理していきたいと考えているところでございます。また、維持管理につきましては、公設民営を基本としまして、運営の財源につきましては、町の負担がなるべく少なくなるようにしたいと考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

本事業をこの前の補正予算のときの説明では、今後3年間で、2億8千万余りの事業費をかけて整備することなんですが、具体的には今年度基本構想を策定して、来年度以降の具体的な事業はどういった事業を計画されておるのですか。

○中本正廣議長

下村参事。

○下村佳世参事

はい。来年度以降の事業につきましても、まずは、今年度の基本構想の中で、そういったこ

とも含めて検討を進めていきたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

そうすると3年間で2億8千余りの事業費が大体計上されて、計上言うか見込まれているということは来年度再来年度こういった事業をするというのはある程度、町の中では考え方があるんだらうというふうに思います。そういったところをまた議会のほうに早めの情報提供をしていただきたいと思うところでございます。サイクリングを使った地域振興というのは可能性は大きくあるんだらうと思います。しまなみ海道のサイクリングによる地域活性化というのはある程度成功してるんじゃないかと思いますが、それを安芸太田町が、できるかどうかというのが非常に懸念されるところでございます。私も自転車、割と興味がありましてこの前、戸河内のセブンイレブンに行きましたら、ちょうど広島のアートワールド広島っていうんですね、選手の皆さんがちょうど休んでおられまして、今年成績よかったですねって声かけて頑張ってくださいという話をしたんですが、そういった意味で非常にこの地域は走りやすいところだというふうな意見を聞いておりますんで期待しますが、まず維持管理費についても、今後基本構想を練ってからという話ですが、ちょっと深く聞きますが維持管理費の項目と、大体の概算というのはまだ頭の中に入らないですか。どういった部分にお金がかかるのかと。コース整備なのか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて今後の取組ということも含めてだと思えますけれども、まさに、今年度宿泊税を頂いた中身の中で、今のマーケティングあるいはニーズ調査、さらに言うと、事業の進捗などについても、まとめていきたいというふうに思っているところでございます。ただ基本計画を取りまとめて以降は、恐らく我々思っておりますのは、例えば、来ていただいて走っていただくコースを例えばつくるという話ですとか、あるいは、コースに限らず町内を回っていただくときに、拠点的なものを例えば作らせていただいて、そこでレンタサイクルを使って町内を回っていただくとかそういう展開というのが考えられますので、そういったこともこの基本構想の中で、具体的なことから今の事業の進め方も含めてですね、議論をしていきたいあるいはまとめていきたいと思ってるところでございます。ただ例えばそのコースがどの程度のものかとか、あるいは仮に拠点をつくった場合にはどれぐらいの拠点をつくるとかというところについてはまさにこれからの議論だと思っております、そういった意味では、改めて、今年度の基本構想の取りまとめの中で、具体的な、どこまで詰めれるか分かりませんが数字についても詰めていきたいなと思ってるところでございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。質問が何か最初に考えてた方向と全然違う方向にいったるんですが、先般基本構想の計画についてプロポーザルがなされて、マウンテンバイク活用社会推進協議会が落札されたというふうに聞いておるところでございますが、今後、町の拠点施設を建設して、全般、マウンテンバイクの運営そのものの指定管理者はこの協議会のメンバーの中から出てくるというような可能性を想定されとるんでしょうか。

○中本正廣議長

下村参事。

○下村佳世参事

はい。運営の管理主体につきましては、今のマウンテンバイク協議会に指定するという予定ではございませんし、恐らくは、指定管理のそういった募集なり、そういったことを進めていくことになろうかと思っております。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

その業者との指定手続き上、そういった決定されたということは言えないんですがやっぱりこの、この協議会の事業者は結構全国でいろんな実績がある事業者みたいでございまして、そういったところと連携をとって、特に安芸太田町の場合人材が課題だろうというふうに思ってますんで、そこらをよくよく事業者と協議をしていただきたいというふうに思うところでございます。町職員の中には、参事は相当サイクリングに造詣があられるというふうに考えておるんですが、本事業について、職員の中に継続的に事業を管理評価できる人材は今後どのように育成されていくのかちょっとお聞きします。全部民間委託に特化するのかいうようなところも含めて。

○中本正廣議長

木村副町長。

○木村富美副町長

事業の今後の管理について職員の育成ということでございますけれども、必ずしもサイクリング拠点を管理していくに当たって、自転車が乗れるかということはないと私は思っております。そういうことではなくて、いかにその民間ならではの基本的な知見や創意工夫をうまく引き出せるかというところでございますので、この事業に限らず、民間委託の事業については、基本的に収支も含めてきちんと見れる職員の育成っていうのは必要であるというふうに思っております。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。私も職員が自転車に乗るか乗らんかどっちでもいいと思いますが、そのマウンテンバイクなりその事業に精通して、そういったものを管理できる職員がやはり理屈上必要ではないかというところでございます。極端に言えば職員はまた、何年かごとに異動する職種でございまして、そこらの人材というのをどういうふうに考えられとるかというのがこの事業の1番のポイントではないかというふうに思いますんで、先ほど申しましたように、さっきの事業者へ全面的に委託を考えておられるのか、町の管理のほうはどういうふうな体制していくのか、再度その辺答弁お願いします。

○中本正廣議長

木村副町長。

○木村富美副町長

はい。職員、町として、例えば指定管理でやっていくときにこの事業に対する絡み方ということかと思いますけれども、これから初めての取組でございますので前に進み始めると、いろんな課題が生じてくると思います。例えばその利用者の増減が思っていたより少なかったとか多かったとか、あと、ハードのコースの設定であるとかあるいは拠点施設の管理とか、ものすごく幅広い観点から見ていかなきゃいけないというふうに思っておりますけれども、そういった場合にやはり民間という、民間で運営していただくということを基本に、その民間も、例えば町外の民間に限らず、町内の事業者との連携というのも非常に必要になってくると思いますので、そういうバランスを見ながら、町の職員は、事業者と緊密に連携を図りながら、民間の

立場からの柔軟な工夫をサポートできるように、関わっていく必要があると思っております。これ必ずしも、その事業に長く携わるということではないと思っておりますので、一定の属人的な職員がずっと関わり続けるということではなくて、町全体で、私自身もサポートしていきながら、うまく民間とタイアップした事業推進ができるように職員の育成についても、心を配ってまいりたいというふうに考えております。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

今回の補正予算では事業構想1千万は分かるとして、マウンテンバイクの購入であるとか、実際にそういったハードものの整備されております。補助事業があるから一遍に整備していこうという手法は何となく理解できるものでございますが、このマウンテンバイク、サイクリング事業というのは、尾道のしまなみ海道というのは全国でもすごい成功例で、果たしてこれを安芸太田町にもってきたときに、それを支える人材であるとか、文書には林道を活用するという言葉もありましたが、今ある林道を全く整備なしでマウンテンバイク走れるようにするというのは非常に困難な状況だろうと思います。大体構想として寺領であるとか私素人なんですイメージとして、恐羅漢のスキー場を使ってコースにするとか、何となくイメージが、わくんですが、町内にある林道をどういうふうにコース化して運営していくのかというのが非常になかなか難しい状況であると思いますが、その辺、町のほうとして、仮に林道とすればどの林道を使おうというふうに考えておられるかちょっと答弁願います。

○中本正廣議長

下村参事。

○下村佳世参事

はい。コース整備につきましては、今年度県のほうでもですね宿泊税を活用してコースの調査を進めているところでございまして、連携して今コースの調査を始めたところでございます。場所等につきましてはですね、いろいろ町内、エリアごとに分けまして、今専門家のほうに調査を委託しているところでございまして、いろんなエリアを調査してまいりまして、いわゆる赤道、古道などを再整備して使うといったようなことを検討させていただいているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

イメージとして赤線を使って整備ということなんです、町内の赤線も相当今山へ入らないから傷んでおりまして、昔の赤線であれば結構山の中でも人が通ってましたんで、割とマウンテンバイクの通れるようなイメージがあるんですが、その辺の維持費をどういうふうに出していくのかというのが非常に疑問なところでございます。それともう1点今回は県の宿泊税を活用しておりますが、来年度以降、県は、これ説明があったかもしれんが、重点的に手を挙げたところに宿泊税を回すよというような方針でございまして、その方針はいつまで堅持されるのか来年度以降の宿泊税の使途についてちょっと分かれば答弁お願いします。

○中本正廣議長

下村参事。

○下村佳世参事

はい。県の宿泊税につきましては一応7月2日にですね、H I T、県の観光連盟のほうの説明会とあわせて、来年度の様子について説明がある予定でございまして。その中で、来年度の加算の方法ですとかそういったものが発表される予定でございまして、その結果をもとに、また来

年度以降どうさせていただくかを検討したいと考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。このマウンテンバイクの事業につきましては非常に地域活性化につながる可能性もあるし、町がどれだけの自力を持ってこれに関わっていけるかがポイントだろうと思います。そういった意味で今年度基本構想をされるんですが、来年度の予算づけ、予算の説明、来年度予算の説明の時期にあらうと思いますが、その辺をまた詳細について、事業計画ができて、その詳細について質問をしたいというふうに思いますんで、相当性根を入れていかないと、この事業成功には難しいんじゃないかというふうに個人的には思っておりますので、その辺の協議会ですか、そのへんの意見を十分に聞いて、将来的な維持管理費がどれぐらいかかるのか、人材がどういった人材が必要なのかというようなところをまた事業者のほうから議会のほうに御説明頂くような、職員からでもいいが説明頂くような場を設けていただければというふうに思います。安芸太田町してどれぐらいの可能性はあるのか、それにはどれぐらいのお金がかかるのか、どれぐらいの人材が必要なのかというようなところをもう少ししていかないと、先ほど議員に説明ありました町内から事業者がいろいろ撤退をするような話もあります。そういった時期に、マウンテンバイクという話題性は非常にありますが、住民生活を守っていく上で、必要なことはまだまだあるんじゃないかというふうに思いますんで、その辺はまた議論できればというふうに思います。時間ありますが最後に公共施設の修繕計画についてお伺いします。現在安芸太田町においては、財政健全化や人口減少への対応を理由に、公共施設の廃止や統廃合の話ばかり先行しているように見受けられます。しかしその一方で今ある施設、すなわち現有施設をどのように維持管理し、修繕していくのかという前向きな議論や具体的な計画、予算措置の話が町民の目には見える形で全く伝わってきません。公共施設、特に文化施設、集落の拠点施設、集会所ですね、は単なるコンクリートの箱ではありません。そこに集う町民の交流の場であり、地域の伝統文化を継承する場であり、日々を心豊かに暮らすための生活のインフラそのものであります。このまま直せば使える施設まで維持費がかかるからと次々に廃していけば町から文化の火が消え、町民の生活は殺伐としたものになり、ひいては地域の活力を完全に奪う町の衰退を加速させるのではないかと強い危機感を抱いております。町として、ただ削るだけではなく、守るべきものは守るという確固たる施策が必要です。お金がないから維持できないから施設をなくしますという引き算の政治の先に安芸太田町のどんな明るい未来が描けるというのですか。施設が消え、文化スポーツが消え、地域の集まりの場が消え、文字どおり何もない町になったとき、今いる町民にこの町に住み続けてくれと、都会の人にこの町に移住してくれと一体どの口で言えるのでしょうか。私たちが求めているのは予算がないからと諦めて町を縮小していくことではありません。限られた予算であっても、今ある資源をどう直し、どう知恵を絞って付加価値を生み出し、町民の暮らしの豊かさを守るという未来への投資の政治です。先ほどの一般質問でありました地元の集会所施設につきましても、町長は個別の集落の施設と同等の位置づけであると感じてはないかと言われたんですが、ほぼ広域施設で残してる集会所につきましても、複数の集落が活用している地域の集落拠点だろうというふうに思いますんで、少しその認識はやはり町民の方の意見を聞いていただいて、考え直していただきたいというところでございます。この質問については、前も質問しましたが、集会所施設とか既存の施設について修繕の基金を設けるとか、そういった方向性で、町有施設の修繕計画について策定する予定はないかというところを問いかけます。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい、公共施設の建物の修繕計画の策定の予定についての御質問でございました。令和7年度末に策定した安芸太田町公共施設等個別施設計画において、135の個別施設のうち、地元譲渡、売却、貸付け、廃止の方向性とした45施設を除く残り90施設は、引き続き町で維持管理をしながら運用していく予定としております。ただし、それらの施設については、修繕が必要なものも多く、規模も相当のものがあることから、1度に対応することは困難であり、緊急度合いや町の財政状況もにらみながら、計画的に進めていく必要があると認識しているところでございます。そのため、改修計画、ロードマップ的なものを整理することは非常に有効な手段であるとは思われますが、とにかく数も多く、かつ修繕の度合いとは別に、施設ごとのスケジュールや事情もございまして、それを全て整理してきれいな計画を立てるということは、現実的ではないという考えでございます。まずは、各施設の緊急度合いを把握する中で、その都度、優先度を見定めながら、年度ごとに適宜必要な予算を確保することで、進めていきたいと考えております。もちろんその際には、有利な特定財源を活用することを考えておりますし、中期財政運営方針で示した財政運営目標も遵守してまいりたいという考えでございます。また、現在取組を行っておりますのは、民間提案制度によるエスコ事業による施設のLED化、あるいは空調設備の更新を具体化し、各施設の老朽化対策に活用していきたいと考えておりまして、まずは子育て支援施設での導入を現在検討しているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。もう町内の施設は老朽化して修繕待ったなしだろうというふうに思います。非常に順位づけは難しいんですが、町内の重要施設については早急にこの施設とこの施設は修繕計画を立てて対応していこうという方向性を定めていただきたいと思います。1点申し上げると、公共施設の計画の中で川・森・文化・交流センターであれば、後から付け加わったんですが、機能を他の施設に移転するというような表現が盛り込まれておるところでございますが、あの施設が加計の町からなくなっていくと加計の町の文化の拠点とか、避難所もそうなんですが、そういったところは全くなってしまうのではないかなというふうに思います。そういった視点で住民の暮らしを豊かにするというような意味で、その施設の優先順位は早急につけていただいて、住民の意見を聞きながら、付けていただいて、早急にその修繕計画というのは最低限度をつくっていただくよう、として質問を終えたいというふうに思います。とにかく早急な対応を求めるところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

改めて修繕計画についての必要性の御指摘頂きました。もちろんそういった意味では、必要だという判断をしたものについてはですね今後進めていきたいと思っております。ただ1点、ぜひ、何々の施設がなくなったから文化が消えるということはぜひ寂しいですからですね、そうではなくむしろそういう施設がなかったとしても代替施設はあるわけでございますので、そういったところも使っていただきながらやはり文化の火も消えないように、これはぜひお力添えを頂きたいと思っております。冒頭先ほどの自転車の話でもございました。こういう特に公共施設、維持するべきものは維持していきながらも、ただやっぱり人口が減っていく中でいうとどうしてもその部分縮小せざるを得ないところがあると思っております。一方で、縮小させながらも新しいものもつくっていきながら新しい価値をつくっていくということも、この本町においては必要なのではないかなと思っているところでございます。そのためには、既存のもの

である意味、整理させていただける、あるいは縮小させていただけるものを縮小しながら、そこで余った力を、新しい価値をつくることにやっぱり持っていくというのが、私としてはこの安芸太田町には必要なことではないかなというふうに感じているところでございます。とりわけ、すいませんちょっと先ほどの話になるんですが、ある意味マウンテンバイクというのは収益事業でございますので、それこそ冒頭申し上げた筒賀拠点とは全く違う。むしろ地域の活性化を図るために、あるいは収益事業として、民間が生活ができる、食べていけるそれが結果として、町内で仕事がつくられることになり、あるいは若者の雇用にもつながるということで、こういうところはやはりチャレンジをしていく必要があるんだろうと思っております。そのチャレンジをする余力をつくるために、改めて整理させていただけるものについては、皆さんにも御理解を頂きながら整理をさせていただくということがやはり必要だと思っておりますので、その点ぜひ、議員の皆様にも御理解を頂きながら、整理できるところ、ぜひ御協力を頂いた上で、そこで、改めて繰り返しになりますけれども、余剰の力を、そういった新たな、何か生み出す、そういうところに持っていきたいという取組を努力をしてるところでございますので、ぜひ御理解頂きたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で9番小島俊二議員の一般質問を終わります。午後1時半まで休憩といたします。

休憩	午前 11 時 47 分
再開	午後 1 時 30 分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。はい。1番、笠井清孝議員。

○笠井清孝議員

少し一般質問の前に、6月いよいよワールドカップが始まります。どうしても皆さんこのワールドカップで日本が活躍して、安芸太田町がさらに元気になるように、私自身祈っております。それでは一般質問に入らせていただきます。まずは集落支援員についてです。本町の持続可能な地域づくりについて、集落支援制度の活用という観点から質問いたします。現在、我が国の地方自治体が直面している最大の課題は、人口減少と少子高齢化に伴う地域コミュニティの維持であります。本町においても例外ではなく、中山間地域を中心に集落の維持や共同活動の継続が年々困難になってきています。こうした中、住民の1番近くに寄り添い、現場の課題を吸い上げて行政とのパイプ役を果たす集落支援員の存在は、まさに地域の伴走者として極めて重要な役割を担っていると考えます。それでは質問に入らせていただきます。集落支援員の实態について伺います。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。集落支援員の实態ということで御質問頂きました。まず、人数なんですけれども、旧町村単位で1名ずつ、計3名を配置することとしております。なお3月で戸河内地区の担当は退任をし、現在2名となっておりますが、既に後任が決定をしております8月には着任の予定となっております。担当地区でございますが、特に集落の維持が困難となりつつある周辺集落に配置をすることとしておりまして、加計地区担当が修道（空谷）、杉の泊、猪山、平見谷において活動しております。筒賀地区では、坂原、井仁、東区、松原・正地において活動しております。戸河内地区では、川手、梶ノ木、板ヶ谷、小板、横川、那須、打梨、寺領方面において活動のほうをしております。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

心配してた1名の方が8月に赴任ということで、大変喜ばしく思います。それで、問題はですね赴任する方がですね、最初、いろんな方と出会われると思うんですけども、以前いらっしゃった方と一緒に回るというようなことを考えていらっしゃいますでしょうか。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。前任の集落支援には長らく活動頂いておりまして大変ありがたかったと思っております。前任の集落支援員からはですね担当の職員のほうが引継ぎを受けておりまして、こちらの職員のほうが、新たに着任する集落支援員とともに地域のほうも回りたいというふうに思っております。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

それよろしく願いいたします。次に集落支援の業務内容について伺います。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。主なところで申し上げますと、地域の見守り及び点検、そして、地域の課題の把握と分析及び対応策の検討、それと町との連携支援、それと自治会事務の支援でございますとか、今ではですね集落支援モデル事業に関することなども行っております。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

国からの補助金の内訳等について伺います。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。集落支援員に係る経費につきましては、特別交付税の対象となります。上限額は、1人当たり最大500万円となっております。報酬、車両のリース料でございますとか燃料費、消耗品、研修費などが経費の対象になります。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

今研修医とありましたけども、過去に研修をどれぐらい、どういう内容でされてるのかっていうのが、分かれば、お願いいたします。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。ちょっと近年はですねそういった研修というところはちょっとないんですけども、今までで言えば、広島県が主催する集落支援員を対象とした研修とかですねそういったところに、出向いていたということもあります。今度新しく赴任をされる方についてはですね、研修

があればぜひ参加していただきたいなというふうには考えております。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

実は5月に、集落支援員の方とお話をさせていただきました。ちょっとやっぱり困っておられるのがやっぱり携帯が繋がらないところがあるということで、携帯が繋がらないんで、どうにかしてほしいという意見を頂いたのと、あとタブレットがあればですね、何かこのチラシ等を説明するのにしやすいという話を伺ってます。そういう費用を出すことはできますでしょうか。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。先ほどの経費の部分で見れるかどうかという部分になれば対象にはなるとは思いますけれどもその辺りはですねまた集落支援員ともいろいろな話を聞きながらですね、必要なものについては準備したいと思いますし、そちらのところはちょっと実態の把握に努めたいというふうに思います。以上です。

○中本正廣議長

はい笠井議員。

○笠井清孝議員

ぜひともできるようにお願いをいたしたいと思います。集落支援の賃金はどのようになっていますでしょうか。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。月額報酬が15万8千円で、このほかに期末勤勉手当のほうを支給をされることとなっております。以上です。

○中本正廣議長

はい、笠井議員。

○笠井清孝議員

ちなみに期末勤勉手当はどれぐらいになるのでしょうか。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。金額についてはちょっと詳細あれなんですけれども他の会計年度任用職員と同じ支給率で支給をさせていただくというふうになっております。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

賃金のことは結構気にされてたんで、少しでも500万円ありますので、国からの最大が。少しでも上がるように努力していただければというふうを考えてます。では1日、それから週の活動内容について、伺います。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。活動についてなんですが、主に地域の見守り、訪問とかですね、地域の点検というところが主な活動になりますが、必要に応じまして地域の話合いへの参加でございますとか、100歳体操、またサロンへの参加・運営補助なども行っております。また加計、筒賀地区ではですね支所業務の補助なども行っております。1日の活動内容でございますとか、週間スケジュールにつきましては、集落支援員が計画を立てまして、日報及び月報で活動報告を行っております。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

勤務日数は週に4日でよろしいですか。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。週最大で4日勤務ということで設定をしております。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

集落支援員との会議は月に1回程度でしょうか。その会議の内容について具体的に分かるようなことがあれば教えていただければと思います。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。毎月1回、集落支援員と役場担当者が連携会議のほうを行いまして、地域の状況の報告を受けたりとかですね、町の施策、また町の行事など、こういったところについて共有をしております。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

自治会と支援員との関係性についてどういう状況か教えていただければと思います。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい、まず自治振興会につきましては、自治振興会長の方を定期的に訪問しております。そのところでですね、情報共有を行うとともに、必要に応じまして町との橋渡しの役割も担っております。また集落支援員が自治振興会の事務を補助しているというケースもございます。また民生委員とは、高齢者世帯の見守りなど活動が重なる部分がございますので、民生委員の定例会に出席をしたりですとか、担当民生委員と個別に情報共有等を行っております。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

すみません、質問にはなかったんですけども社協との関係はどのようになっていますでしょうか。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。定期的に顔合わせてとかいったところはないんですけど、地域のほう回っておりますので、必要に応じて支援が必要な場合とかそういったところでは連携をとっているというような状況でございます。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員、できるだけまとめて質問できるようにしてください。

○笠井清孝議員

はい。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

地域からの評価についてどのような意見が出てるか教えていただければと思います。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。地域からですね集落支援員の活動に対しての例えば改善ですとか要望といったところを聞いておりませんが、一方で、以前はしもトークなどにおいてですね、集落支援員の活動を大変喜んでいるという言葉も頂いたこともございますし、現在、戸河内のほうが欠員になっておりますけれども、その地域からはですね早期に後任の配置を希望する声もございますので、そういったことを踏まえるとですね、地域から一定の評価を頂いているんじゃないかなというふうに考えております。以上です。

○中本正廣議長

はい、笠井議員。

○笠井清孝議員

集落支援員とのいろいろな話があると思うんですけども、その辺の集落支援員からの意見、いろいろ出てると思うんです。日報等に意見を書くような欄がありましたので。その辺の意見の反映はきちんとされてますでしょうか。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。集落支援員がですね住民から聞いた意見でございますとか活動で得た所感につきましては、我々のほうから関係課のほうに共有するなど業務に活用しております。例えばですね令和7年度から取り組んでおります持続可能な集落支援モデル事業がございますけれども、この中には、集落支援員を窓口として住民の困り事を聞き取ったことがきっかけとなってですね、始めた事業もございますので、集落支援員の声を反映した内容になっているという状況もございます。以上です。

○中本正廣議長

はい笠井議員。

○笠井清孝議員

なかなか私が直接話した内容がなかなか伝わってないのかなというようなことを、集落支援員、以前の集落支援員さんからも聞きましたので、その辺が、どういう関係、コミュニケーションがうまくとれてるのかなと思ってですね、ちょっとお聞きしたところですけども、今さっきも言いましたようにタブレットのこととか携帯のこととか、その辺もちょっとまた具体的に

話を聞いていただいて、反映できるようにしていただきたいと思います。今後ですねどんどんどんどん過疎化となって、人口が減ってきますので、なかなか話を聞く機会が少なくなると思いますが、そういう、こういう持続不可能な集落について、今後、集落支援員を増やすというような考え方はありますでしょうか。それから、集落支援員への期待について、町長、ありましたら、話していただければと思います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。集落支援員の活動について縷々御質問頂いたところでございます。とりわけ本町の集落支援員というのは、集落支援員の仕事の中身そのものが結構多岐にわたったりということもあって、逆に、何をどこまでするかというのは、多分に指名されたというか支援員自体によっても変わらなうと思ふんですね。そういった意味では、本町においては幸い人材にも恵まれてきたんじゃないかなと思っております。それぞれの地域で必要とされる仕事をしっかりと取り組んで頂いてきたのではないかなと受け止めております。大変感謝をしてるというのが、実際のところでございます。その意味では、何ていうんでしょうか、過疎化が進む地域の中で今後支援が必要な地域が増えたり、あるいはお願いすべき、あるいはお願いしたくなるような業務が増えるということも、考えられるのは間違いないわけで、その場合に現状の人数で対応できないような状況になれば、増員ということも検討する必要があるかもしれないと思っております。ただし、先ほど、財政の話がちょっと出ました。確かに上限500万で、国からの交付金として認められるんですが、これはあくまでも特別交付税の中でのことでございまして、特別交付税というのは、これも先ほどの答弁でお話しました、我々が期待するだけの金額はつかない。よく言われてるのが4割5割補助みたいなことで、実際には特別交付税で頂いているはずの金額を本町で累積をしていくと頂いた金額の半分ぐらいしかついてないというのが実態でございます。ということで、正直申し上げますと、この集落支援員が増えれば増えるほど、町自身の負担も増えているのが現状でございますので、そういった意味で財政的には一つ問題があるということ。それから、人材の確保も、これは先ほど民生委員の話ございましたが、民生委員に限らず、集落支援員の確保も実は大変苦労してるのも実態でございます。今回たまたま戸河内については、割と早い段階で探すことができましたけれども、その前の筒賀の例なんかをとってみてもですねなかなかいい人材を確保するのが難しいというのも現実でございますので、そういった意味では現時点において、この現状の3名体制を維持していきたいというのが現状の町としての思いでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

最後にお願ひでございますけれども集落支援員と地域おこし協力隊よく間違えられるらしいんですよ。やっぱり地域おこし協力隊は広報のほうで結構紹介されてますけれども、集落支援員の活動とかですね、人物像とかですねその辺がちょっと見えにくいんで、できれば広報のほうですすね、紹介できるようなところをつくっていただきたいなというふうに思ひます。次に参ります。鳥獣害対策についてです。住民の安全な暮らしを守るための鳥獣害対策について質問いたします。有害鳥獣の出没エリアは年々山林から人里、さらに住宅地のすぐ近くへと拡大しております。今や農作物の被害にとどまらず、住民の生活安全を脅かす重要な脅威へと変化しています。特に高齢者のひとり暮らし世帯や子どもの通学路における遭遇リスクなど、住民が日常生活の中で抱く不安や恐怖心は計り知れないものがあります。そこで、鳥獣害対策の現状、テグスの導入における評価と課題、今後の具体的な対策について伺ひます。まず最初に現在の

狩猟免許取得人数、年齢構成、男女比について伺います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。4月1日現在で、猟友会員は58名で全員が捕獲班員としてお願いをしているところでございます。年齢構成でございますが、30代4名、40代3名、50代12名、60代14名、70代16名、80代9名で、全体のうち、女性が2名、女性の取得者、免許取得者がいらっしゃいます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい。笠井議員。

○笠井清孝議員

質問する上で、私も捕獲班に入っておりますので、よろしくお願いいたします。過去3年間の捕獲数、いろいろおりますけどもそれについて伺います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、安芸太田町有害鳥獣捕獲対策協議会での報告でございます。主な鳥獣のほう申し上げますと、令和5年度でツキノワグマが16頭、イノシシが161頭、シカが13頭、カワウが62羽、ヌートリア1頭でございます。令和6年度ツキノワグマ19頭、イノシシ156頭、シカ12頭、カワウ31羽、ヌートリア2頭でございます。令和7年度ツキノワグマ5頭、イノシシ91頭、シカ14頭、カワウ43羽でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

今年になって、去年まではクマが少なかったと思います。全然あんまり話を聞きませんでしたけども今年になってもう柴木のほうでもクマが出たとか、水梨の方で出たということも聞いておりますけども今年についてクマの出没とか、現在分かれば教えていただければと。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、クマの出没数は、今年に限った話でございませぬ。毎年度、出没数については通報があり、それぞれ対応しているところでございます。今年度、捕獲したのはツキノワグマ3頭でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

ちまたでは、昨日も大塚あたりのトンネルでクマが出た動画が出てましたけども、今年はなんかクマが出そうですので、対処のほうよろしくお願いいたします。捕獲された獣の対処について伺います。焼却、加工、自分たちで食肉するなど、そういう対処についてどのようなになってますでしょうか。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。捕獲した有害鳥獣の対処でございます。捕獲した有害鳥獣は止め刺しを行った後処分

を行います。ツキノワグマでは、広島県の立会いのもとに止め刺しを行った後に体長などの計測を行い、その後処分となります。ツキノワグマは、ほぼ焼却処分を行っているところでございます。イノシシにつきましては、自家消費が多く、加工場については、豚熱の関係で施設使用ができませんでした。その他有害鳥獣につきましては、埋設、焼却処分している状況でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい笠井議員。

○笠井清孝議員

狩猟免許取得者の増員というか今年齢を見ると結構高い年齢になってますので、若年層への働きかけとかそういうような対策は考えていらっしゃるのでしょうか。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。わなや猟銃の免許取得には、取得費用、狩猟所持許可更新時にも、更新手数料、ハンター保険費用の支援、射撃講習会での交通費支給、有害鳥獣捕獲報償金や有害鳥獣捕獲班の出勤に対する補助などを行っているところでございます。わなや猟銃の資格者の平均年齢は高くなっているところでございますが、駆除に対して熱心に取り組んで頂いている状況でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

肉の有効活用という点で以前も質問いたしましたけども、特に課題になってるのは、施設の老朽化とか、そういうことでしょうか。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。食肉販売などの有効活用についての課題の御質問だと思います。本町だけで食肉販売するだけの数が足りていないのが現状であるというふうに考えております。6年度本町の年間捕獲頭数はイノシシで156頭、シカで12頭でございますが、北広島町は、イノシシが761頭、シカは1,334頭と桁違いの捕獲頭数の現状でございます。結果、北広島町は昨年度、新たに加工施設を建設されております。食肉販売となると、どうしても民間指導で働いていただく必要があると考えますがその場合には、本町のみならず、近隣市町との広域的な対応が必要になるのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

なかなか難しいという現状よく分かりました。続いてですね昨年から導入されてるテゴスについて、仕事内容を具体的に教えていただければと思います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。本町は昨年度から一般社団法人広島県鳥獣対策等地域支援機構、通称テゴスに参画し、職員の派遣を受入れています。業務内容は、鳥獣被害の実態調査、鳥獣対策の現地調査、通報の現地調査、捕獲指導など、檻の設置などの駆除業務を行っているところでございます。以上

でございます。

○中本正廣議長

はい笠井議員。

○笠井清孝議員

昨年までは町民の方がテゴスの職員として活動されてましたけど今年は新しくテゴスの本部のほうから来られたんですけど仕事のほうはどれぐらいの活動されてるんでしょうか。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。御指摘のとおり、昨年度から派遣を受けておるところでございます。勤務については変わらず週2日とし、活動実績として、現地での相談指導が54件、集落点検が16件、研修会2件、町の業務として22件、広報活動が11件で、合計105件の活動を行っているところでございます。我々町の職員ではできない現地での電気柵の設置指導や研修会での指導は、地域の方から評価を頂き、継続的な駆除対応が必要であるとの御意見も伺っているところでございます。テゴスの活動が実績につながりにくい点もあるものの、継続的な取組が必要であると考えているところです。以上でございます。

○中本正廣議長

はい。笠井議員。

○笠井清孝議員

行政側としてもテゴスの活動は高いというふうに評価されてるんでしょうか。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。行政側の意見として、やはり専門的な知識を取得されておりますので、例えば電気柵の張り方につきましても、現地に出向いて、住民の皆さんと住民の方とですね、どのように設置したほうが、有害鳥獣が入りにくいか、そういったところも、私たち町の職員ではできない部分も指導していただいておりますので、行政側にとっても大変助かっているというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

新しくこられたテゴスの職員の方から、ちょっといろいろ活動されてて、このようにしてほしいといったような要望はございますでしょうか。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。まずですね新しく来られた方についてなかなか安芸太田町現場のほうはなかなか入ってですねすぐにですね、地域のほうがまだ分からない部分も実はあったりしますので、こういった部分も含めて、具体的には特に聞いておりませんが、これから対応したいというふうに考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

町長テゴスに支払ってる金額結構あると思いますけども、その辺の金額については妥当だと

いうふうを考えていらっしゃるのでしょうか。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。今年度昨年度からもそうなんですけど、ある程度負担金の支払いをしてテゴスの派遣を受けているところでございます。このテゴスの事業につきましては、特別交付税の算定がありますので、それを利用しながら、実施をしているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

1年2年ではなかなかテゴスのやっぱり評価というのが難しいと思いますけども、やっぱり今後について何年かは、テゴスを利用されていくということによろしいのでしょうか。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。今後のテゴスの活動についてでございますけど、まず、今年度につきましては、業務内容として、昨年度も引き続きですね重点地区、ある程度地域のほうを選定させていただいて、地域の実情に応じた対策を進め、その後広げていきたいというふうに考えているところでございます。また地域に出向いてですね、鳥獣被害対策講習会を予定しているほか、サル対策として捕獲した個体に発信機を装着して、群れの接近を把握し、効果的な追い払いにつなげる取組を現在進めているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

いろいろ聞くとやっぱりテゴスが専門的な分野ということで、今後も活用されて、安芸太田町の獣害被害が少なくなるようにしていただければと思います。今後の鳥獣害対策について、具体的な計画等があれば、教えていただければと思います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。今後の鳥獣被害対策につきまして、まず、ツキノワグマ対応につきまして、全国的に死亡事故が後を絶たない現状があります。本町も、令和6年度には19頭を捕獲処分しましたが、2件は民家に侵入しているところでございます。日常生活圏域に侵入している実態から、本町においても緊急銃猟の実施が可能となるよう、体制を整備しています。警察等の関係機関と連携を図りながら実施するときが出てくると思っているところでございます。もう1点、シカの対策として、本町は通報でありますとか捕獲は少ないのですが、近隣市町の捕獲頭数から見ますと、令和7年度、先ほど申しました本町は14頭に対しまして、北広島町は1,114頭、安芸高田市は4,127頭となっており、本町も本格的な対応が必要になってくるのではないかと受け止めているところでございます。ICTを活用した被害対策など、テゴスの支援による専門的な対応により被害防止に努めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

町長のほうから何かあればお願いいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。今もお話がありましたシカのことなどを考えると、今後さらに被害が拡大するおそれもあって、その点大変我々も心配をしているところでございます。実はもともとこれテゴスという組織が県でつくられる前に、幾らか相談があったときには、できればこの担当職員そのものに捕獲も実はしてもらいたいというのが我々の要望でございました。ただ、結果としてはそうではなく、県としてはあくまでも指導のほうを中心とされるということで、今回来ていただくテゴスの皆さんも、基本的には指導される、指導していただく。それで捕獲そのものは我々がやっぱりやっていかなければならないということで、それでもなお、今の現時点ではやはり、何といいたいでしょうか、知見も持っておられるということで引き続き勉強させていただければなというふうに思っているところでございますが、将来的には、1番最初に御質問頂いたように、捕獲班もだんだん確保することが難しくなってくる中で、どういう対応をすべきなのか、これから考えていかなければならないかなと思っております。現状は、先ほど観光課長からもお話をしたように、テゴスの指導を頂きながら、地域でできることを進めていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

ぜひともしっかりと進めていただいて、道の駅もできますので、作物がきちっととれるような形を継続していただければというふうに考えております。続きまして地域商社あきおたについて質問させていただきます。地域商社あきおたの事業計画と今後の持続可能な経営展開について質問いたします。本町が人口減少に歯止めをかけ、持続可能な地域経済を構築するためには、地域の優れた資源を外に向けて発信し、稼ぐ力を最大化していくことが不可欠です。その牽引役として期待を背負い設立された地域商社あきおたはこれまで特産品の販路開拓や観光コンテンツの磨き上げなど、多岐にわたる分野で挑戦を続けてこられました。しかしながら、激変する社会経済情勢の中で、地域商社が真に町の経済を引っ張る存在であり続けるためには、これまで活動計画を客観的に検証し、補助金等に依存し過ぎない自立した経営体としての基盤を早期に確立することが求められます。そこで、設立から現在に至るまでの具体的な成果と、見えてきた課題に対する当局の認識並びに今後の収益性向上と組織の自立化に向けた経営戦略について明確な見解を伺います。まず最初に、職員の特に男女正規非正規について伺います。

○中本正廣議長

はい。菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、地域商社あきおたの質問でございます。令和8年4月1日現在、15名雇用をしております。直接雇用9名、町からの出向が2名、パート3名、民間からの派遣1名となっています。男性7名、女性8名で、正規職員11名で、非正規職員4名の状況でございます。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

冒頭に言うのを忘れましたが、なかなか地域商社の中身が見えないってことで、住民の方から私のほうにもいろいろと質問頂いてますのでちょっと具体的にその辺を質問させていただければと考えております。事業内容、特に部門別にちょっと分けて説明を伺います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。一般社団法人地域商社あきおおたの定款により、事業目的を安芸太田町及び周辺地域の産業の活性化による地域振興の推進を目的とし、地域の文化及び景観資源価値の向上と、地域のブランディングを含む13項目を事業内容として示しているところでございます。令和8年度事業は、ヘルスツーリズム事業、教育旅行、観光DMOなどの公益事業と道の駅での販売や外部販売などの収益事業、その他法人全体を管理する管理事業の3区分で事業を展開をしているところです。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

今営利と非営利というふうに考えてよろしいのでしょうか。非営利のほうが3部門、残りが営利という形で、よろしいでしょうか。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、営利目的事業につきましては、収益事業と言っております。収益事業は、道の駅における地元特産品の販売、インターネットを利用して販売する通信販売、ふるさと納税返礼品の対応、近年力を入れておりますのが、イベントでありますとか、スーパーなどへの出張販売や町外飲食店の卸売でございます。地域商社売上げのみならず、産品を提供していただいている住民の所得が上がれば目的は達成されるというふうに考えているところでございます。一方、公益事業として、森林セラピー事業、これにつきましては、平成25年にグランドオープンして、現在は多くの企業から、体験や産業医研修などの研修会場として利用しております。その他、ウォーターアクティビティは温井ダムの湖面を中心にSUP等の取組、他の事業者と連携により、利用者は増加しているところ。また、田舎体験推進事業は、コロナ禍で一旦受入れができなかったものの、修学旅行を受入れを中心に、現在は徐々に受入れ家庭を増やし、対応をしているところでございます。それともう1点、法人全体を管理する管理事業の3区分で事業を展開しております。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

今の各事業の収支について伺います。過去3年間で分かれば教えていただけますか。

○中本正廣議長

はい。菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。過去3年間にоекます各事業収支についてでございます。これは各年度の決算報告書及び決算見込みから申し上げたいと思っております。まず、令和5年度事業全体で、337万5千円の黒字決算でございました。公益事業で、1,276万7千円の赤字。収益事業は235万1千円の赤字を計上しております。令和6年度事業全体で196万4千円の黒字。公益事業で2,279万3千円の赤字、収益事業は125万円の赤字でございました。これにつきまして、地域商社は人件費相当分を町から補助金として運営をしており、この補助金部分は管理事業で一括して受けております。令和7年度から、この補助金の人件費部分を配分して、事業収支を把握したところ、結果として、現在118万3千円の黒字決算見込みでございます。公益事業は295万5千円の黒字、収益事業は278万3千円の黒字決算を見込んでいるところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

収支における、職員の人数が多いのか少ないかというような判断は今どのようにされてますでしょうか。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。公益事業につきましては、人件費を賄うだけの収益が見込めないと考えているところを町補助金を交付し、事業を行っております。また、収益事業は、物販販売と指定管理料を収入として事業を行っているところです。地域商社は事業ごとに担当者を配置しておりますが、効率よく事業を実施するために、全体で連携をしながら運営を行っており、整合性を保たれていると考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

続いて観光DMOについての目的事業内容について伺います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。観光DMOの質問でございます。観光地域づくり法人DMOの定義は、地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行う舵取り役となる法人ということで、令和3年11月に観光庁から正式登録されております。地域商社の全体事業が地域DMOとしての事業内容になると考えておりますが、主に観光客誘客のための事業を実施しているところです。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

ちょっと話に聞くと観光関係に1人専属で、配置をされたというふうに聞いておりますが、あそこの観光関係、その配置した理由等があれば教えていただけますか。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。専門的な配置というお話がございましたけど、やはり、観光DMOとして、民間事業者特に観光客誘致のためのツアー造成でありますとか、そういった観光事業者との町内外を問わずですね、観光事業者との連携を強めていきたいということで、その配置をしているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

ということは今までは余りそこまで力を入れてなかったということでもよろしいでしょうか。過去だとはっきり見えないんですけど観光DMOとしてですね、どのような活動されてたというか、その辺が分かれば教えてください。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。これまで、観光の担当を専門的にしなかったということではなくて、より連携を深め力を入れたいということで、そういう対応をとってると、御理解をお願いしたいというふうに思ってます。過去3年間における本町への観光客誘客のためのツアー造成事業でございますとか、広島駅ミナモトにおけるD o T s への参画、観光パンフレットの作成、広島市内の高校と販売実習など連携事業を行っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

今後の観光DMOの活動内容を具体的に分ければ教えていただければと思います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。これまでの事業を継承しつつ、特に、観光ツアーの開発でありますとか、観光業者との連携につきましては、これまで以上回数を増やして取組みたいというふうに思っております。例えば、宮島に行ったお客さんが温井ダムで、観光して、それを温井ダムから広島空港にお送りするとか、そういった事業が一つでも二つでも増えていければ、安芸太田町に訪れるお客さんは増えてくるのではないかとというふうに考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

是非とも三段峡のほうにも人が運べるように、何かその辺のツアーと一緒に組んで頂ければと思っております。最後ですけども、観光での地域活性化について、以前も町長の話求めましたけども、今三段峡の方しょっちゅう行ってますけども、やっぱりこの点、現場に来ていただいて話を一緒にするとかですね、現場を見ていただいていろいろ改善をしないといけない点がいっぱい多々あると思っております。その点で町長、観光についての思いがあれば、おっしゃっていただければと思います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて地域商社のことを中心に御議論頂いておりました。少し今の最後の質問というのは、もうちょっと広い意味で多分言っておられたんですね。現場をということでございました。改めてそういう機会もつくらせていただきたいと思いますし、現場の意見も、広くお聞きしながら、観光振興を進めていくというのももちろん商社の仕事でございますので、改めてその点についてはしっかりと商社のほうでも取組をしてもらうようにしていきたいと思っております。現状は実は商社としては、やはり道の駅の再整備、リニューアルオープンを目指して、当面は今実はちょっと売上げにとにかく特化して頑張ろうとしております。ただこの売上げがよくなるということは、めぐりめぐって町全体の観光に係る事業が拡大をしていく。観光に携わってる方々が儲かるという意味で、まさに観光DMOとしての役割でもあり、商社のそういった意味では本来の役割だと思っておりますので、当面はそこにやはり力をしっかり入れて頂きたいなと思ってるんですね。お金の話もちょっと出ておりました。商社ですから、本来はしっかりお金もうけをしてもらいたいと思いつつも、一方で町からの一般会計のお金も出させていただいて、町の観光振興もしっかり頑張っていただきたいというところで、そこ

は観光振興頑張れば頑張るほど実は儲からないわけですから、儲からないけれどもやらなきゃいけない仕事ということで、やはりどうしてもその部分においては、町から一定のお金を出させていただいて頑張っていただく必要もあるということで、どっちの役割も果たさなければいけないということがやっぱり難しいし、ある意味町民の皆さんから見えにくいと言われるところなのかなという気も今話を聞きながら感じておりました。将来的にはそうは言いながらも、どんどん売上げが増えていって、仮にですけれども、地域商社単独で3億円ぐらいの売上げが出ればですね、それこそ法人の活動支援という意味での町からの繰入れというのはある意味なくなってもいいレベルになるんじゃないかなと思っておりますが、それにしても、繰り返しになりますが、観光振興という本来行政がやらなければいけない部分を商社にやっていただいているという意味では、その部分は引き続きやはり町が負担をしていく必要はあろうかと思っておりますので、その点についても、しっかりと支えるべきところは支えながら、たださらに売上げが増えれば、商社の自主事業として、本来の儲けの中から一部そういう公益的な事業にお金を使っていただくという展開も今後は考えられると思いますので、そこまで成長できるようにですね、頑張っていきたいなと思ってるところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

最後になりますけども、いずれにせよ、観光地の実態をしっかり把握され、地域住民、地域、事業者、地域組織、行政と連携を深め、稼げる観光地にしていく努力を推進していただきたいと強く要望いたします。これをもちまして、私の一般質問を終わります。

○中本正廣議長

以上で、笠井清孝議員の一般質問を終わります。しばらく休憩といたします。2時25分まで。

休憩	午後 2 時 17 分
再開	午後 2 時 25 分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。はい、6番佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

議員番号6番、佐々木道則でございます。例年ではですね、一般質問では必ず財政に係ることをお聞きさせていただくんですが、今回はですね、気合は十分なんですが、体調が不十分によりまして、それについてはまた次回にさせていただきたいと思えます。まず報道にも載りましたように5月の17日に安芸太田町の気温が34.8度という真夏日になりまして、全国一ということが報道をされております。またこの5月における広島県内の観測史上最高気温を更新をしたというようなことでございます。また、6月に入り4日には梅雨入りというようなことで、ますます夏本番を迎えます。町長はじめ職員の皆様におかれましては、体調管理に十分留意されまして、平成8年度予算編成方針にも明示されております町の将来像である太田川とともに暮らし学び未来に向けて一人一人が活躍するまちの実現を戦略的計画的に進めるために、人口減少の抑制、人づくりの推進、DXの推進という三つの重点方針と12の施策について、原則4年間はこれらを継続実施される施策に取り組んでいくというようなことでございますので、精力的に取り組んで頂きたいと思えます。私は今回の質問に関しまして、太陽光発電の管理について、地域づくり事業について、クラブ活動における対外試合等の生徒の移動方法についての3項目を通告をさせていただいておりますので、順次一問一答方式でお尋ねをいたします。まず、太陽光発電施設

設の管理についてお尋ねをいたします。令和6年4月2日に、ごめんなさい、1日に施行されました安芸太田町開発行為の適正化に関する条例第3条第5項において、開発行為を実施しようとする場合は、町長に協議し、その同意を得なければならないと明示されております。その施行以降、安芸太田町内において設置された太陽光発電設備の届出件数、またこれ条例施行以前に設置されました施設の把握についてはどのように対応されてるのか、まずお伺いをいたします。なお、この太陽光発電施設については、建築物の屋根、壁面、屋上等に設置されてるものは除かれて結構でございます。

○中本正廣議長

沖野税務住民課長。

○沖野貴宣税務住民課長

はい。お答えします。町内に存在する太陽光発電設備全体としては、町として直接は把握しておりません。令和6年4月に施行いたしました安芸太田町開発行為の適正化に関する条例では、1,000㎡以上の開発行為について、町に届け出ることを義務づけておりますが、それに基づく太陽光発電設備の届出件数は3件となっております。以上です。

○中本正廣議長

はい。佐々木議員。

○佐々木道則議員

はい。ただいま課長のほうから御答弁頂きました。施行以降は3件ということでございます。件数については100%把握をされてないというような御答弁でございました。これはですね、私はグーグルマップのですね、航空写真をもとに町内を歩きました。グーグルマップで管理をとるんで、ちょっと見落としがあるかも分かりませんが、町内で私が確認をしたのが25件設置をされておりました。再質問になりますが、その設置されとる近隣の住民等からの苦情の申出はあるかないか、御答弁をお願いします。

○中本正廣議長

沖野税務住民課長。

○沖野貴宣税務住民課長

はい。太陽光発電設備に関しての苦情等の相談につきましては、今のところ寄せられておりません。以上です。

○中本正廣議長

はい佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい。苦情等はなかったということでございます。次の質問とかぶりますので、再質問ということでございましょうが、管理されてない施設の対応については、町はどのように対応されてるのかお伺いします。

○中本正廣議長

はい。沖野税務住民課長。

○沖野貴宣税務住民課長

はい特に太陽光発電設備を取上げて管理状況を把握しているわけではありませんが、一般的に雑草の繁茂や、設備の毀損など、適正な管理が行われていない施設について、地域から苦情等が寄せられた場合には、現地確認を行い、必要に応じて事業者に対して、適正な維持管理を行うよう促してまいります。以上です。

○中本正廣議長

はい。佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい。業者のほうへ町の行政のほうから勧告、これは先ほど言いました施行規則の中にも第9条だったですかね、第9条の2項だったと思うんですがそこにうたっておりますので、必ず守っていただきたいと思いますが、これ先ほど言いましたですね、合計私が確認しただけで25箇所のうちですね、24箇所については、雑草等については、碎石、紡績シート、コンクリートで覆われまして、見た限りでは、除草等は適切に管理をされておりましたが、これは私殿賀に住んでおりますが、この地域にあるですね、太陽光発電施設の周りは雑草が繁茂して、管理状況はできておりません。これは町のほうも把握をされとるかどうかわかりませんが、現在もこの6月になりますが、草が繁茂して、もうパネルの上へ雑草が伸びてます。そういう状況では、この太陽光発電の意味もないんじゃないかというような感じがします。これはですね2年だったと思うんですが、2年間は草の手入れもございませんでした。去年はですね、そこの除草をされたわけですが、除草された後にですね、その場において、その草木を燃やされたという事例がございます。私、そこへ直接携わっておりませんが、かなり煙が出てですね、地域住民の方も消防署に連絡をされて、消防署のほうも現地へ来られたというようなことでございます。先ほど言いました、第9条ですね、これはここに条例がございますが、読み上げますと、町長は環境保全のために必要があると認めるときは、開発者に対し必要な助言または勧告を行うことができるということが明示されております。この勧告に従わない場合は、5万円以下の過料に科するということがございますので、先ほど答弁にもございましたように、もし地域のほうからお願いをすることもあろうかと思いますが、やはり町のほうもですね、やはり設置しとるということで、町長のほうに、この25件が全部が施行以前の設置じゃないかと思います。平成6ごめんなさい令和6年以前の設置だろうと思いますんですが、一応はもう6年の4月には、この条例が施行されておりますので、対象になろうかと思います。改めてお聞きをいたしますが、昨年のような状況が起きた場合に、町のほうに連絡すれば、対応していただけるかどうか、お聞きをします。

○中本正廣議長

沖野税務住民課長。

○沖野貴宣税務住民課長

はい。お答えします。設備の維持管理につきましては発電事業者の責任において適切に行われるのが第1だと思っております。それでも適切な維持管理が行われていない場合には町のほうから先ほどあったような対応を、議員申されたような対応をしていかなければならないと考えております。以上です。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい。確かに設置者の責務ではありますよ。責務ではあります。先ほど言いましたようにこの適正化に対する条例、環境保全のために必要があると認めるときは、町が必要な助言または勧告を行うことができるとされておるんであれば、町のほうから一言、事業者に対して申入れが必要なんではないですか。町長どう思われますか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、すいません改めてその条例について確認をしないといけないと思いながらも、本条例そのものは実は令和6年2月以降、届出あったものについてはもちろん対応になると思うんですがそれ以上のものを遡って効力を発するような形にしてるかどうか、大変失礼ながら、確認をさせていただきたいと思っております。それとは別に、この条例とは別に、適正な管理がされていないということであれば、これは太陽光発電に限らず、町のほうで、現場を把握させていただきながら適切な管理をするように促すという対応はこれからも引き続きとらせていただきたいと思います。条例に基づいて対応するかどうかについては大変申し訳ありません。ちょっと確認をさせていただければ、その場合も例えば1,000㎡以上の条件がもしかしたらかかるかもしれないということもあるものですから、大変申し訳ありませんちょっと確認をさせていただければと思います。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい。今の条例の中でですね、1,000㎡というのがありましたが、先ほど申しました土地については私が調べましたら、1,648㎡。十分1,000㎡以上はオーバーしております。ということになるので、ちょっとよくよく検討をしていただきたい。私ども住民のほうからですね、ちょっと事業者の方がちょっとはつきりせんので、申入れのしようはちょっとないんですが、分かれば分かるということであれば申入れ、雑草管理の、これ町の上堀団地の前ですよ。目の前で、団地の、町営住宅の。私ごとになって悪いんですが私の管理しとる田んぼの前ですよ。ですから、田んぼの中にもう害虫等が入って私はもう1m幅は年に4回か5回刈りますよ。それを事業者の方に言おうとは思いますが、やはり町長のように、この条例が6年以降の適用になるのであれば、あれでしょうが、そうは言ってもそういう条例を設置されとるわけですからやはり、そういう状況があればやはり町のほうからも勧告をぜひお願いをしておきたいと思います。最後の質問になりますが、太陽光発電についての耐用年数、法定ですね、これ国税局が出しとる、耐用年数は17年となっております。ただ実際にはパネル自体には電流は直接流れておりませんので、故障が起きにくく、実際には20年から30年の耐用年数があるんじゃないと言われてますが、そうは言いましても、施設の老朽化は避けられません。安芸太田町の開発行為の適正化に関する条例には、先ほどの申しましたように施設等を廃止した場合のことは一切触れてありません。ちょっと私はちょっとこれネットで調べたんですが、全国の自治体においては、太陽光発電設備等の設置を規制する特化条例というのを新たに制定をされ、事業を廃止した場合は、その廃止届を町のほうに出すことを義務づけておるもので交付されてるものが、確認できるものとして、令和7年12月時点で、全国336の自治体が設けていると調査発表がネットのほうに載っておりました。安芸太田町のさっきの防止の条例の中には、廃止のことについては触れてありません。この近隣ではですね、最近では東広島市、東広島市が令和7年6月に東広島太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例を公布されまして、その中に第15条に届出事業者は届出事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を市長に届けなければならないというのをうたって、2項としては速やかに発電設備を解体し適正に処分をしなければならないということのをうたったものを特化で出されております。安芸太田町としても適正化条例にはそういう項目はありませんので、規制する特化条例が必要ではないかと今後

の今の状況を考えますと、思うんですが、町長の見解をお願いをいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて適正化条例ですか、ご指摘を頂いたところでございます。結論から申し上げますと、我々も少し研究をさせていただければと思っております。もともとの最初に御紹介頂いた、開発行為の適正化に関する条例というのはあくまでも利用分野に限らず、1,000㎡以上の大規模な開発についてはしっかり把握したいという思いで取組をしたところでございまして、そういった意味で、今議員御指摘のような太陽光発電をちゃんとやめてもらえるかどうかという話では必ずしもなかったものですから当然、使用が終わった後についても特段の条例ってのは設けてなかったというふうに思っております。一方で、太陽光発電の扱い、とりわけパネルがどうなっていくのかという話は社会問題にもなるわけでございますので、そういった意味で今後、今御紹介頂いたような先進事例などもちょっと勉強させていただきながらですね、今後そのような必要性についても含めて検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

太陽光発電自体はですね、重要な再生可能なエネルギーであります。適正な管理が必要ですし、また町民の皆様がですね安心して暮らせるよう、町として積極的な取組をお願いをしております。この項は終わりました、続きまして地域づくり事業についてお尋ねをいたします。令和6年度に地域活動を推進するために、安芸太田町地域づくり事業補助金制度が創設され、地域活動を後押しするために、各交付対象事業に、交付金が交付されることになっております。この制度の目的は安芸太田町地域づくり事業補助金交付要綱第1条に記してありますが、改めて制度設定目的を町長にお伺いをいたします。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。地域づくり事業補助金について御質問を頂きました。制度の目的ということで要綱のほうにも書いてあるんですけどもちょっとここは要綱のほうから抜粋をさせていただきます。地域づくり活動の発展に資することを目的として自治振興会に対して交付するものでございまして、対象とする活動の例としましては、地域コミュニティの活性化を図るもの。地域の助け合いや連帯感を育てるもの。地域の資源伝統文化等を活かして継承するもの。地域間または都市部との交流を図るもの。地域の公共施設などを住民の手で整備するものなど、多岐にわたっております。この補助金は令和6年度に創設をしたものでそれまでは、自治振興交付金に、地域活動の有無にかかわらず、地域活動費として、一律3万円加算をして交付していたものを廃止をしまして、実際に地域活動を行う自治振興会へ補助を交付する補助金を交付する内容に見直しを行ったものでございます。補助率は10分の8で、一自治振興会あたり上限4万円としております。以上です。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい。目的は書いてありましたんですが、改めてお聞きをさせていただきました。あるならば、制度開始2か年が経過したと思います。現在の利用状況、これ7年度までで2か年で結構ですが、どのようになってくるのかであれば、お聞きをしますし、年度ごとの利用件数がもし分かればお教えてください。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい利用状況でございますが、まず令和6年度、18自治振興会で御利用頂きまして金額として合計で55万円。令和7年度で24自治振興会に御利用頂きまして82万3千円の支出となっております。事業の内容なんですけど、総会でございますとか、地域サロンなどの定例行事でございますとか、夏祭り、スポーツ大会、とんどなど、地域イベントのチラシ作成でございますとか消耗品の購入経費、あと地域清掃活動に使用する草刈り機や、チェーンソー等の借り上げ費や燃料費、研修会を行う際の講師派遣料への補助などを行っております。以上です。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

今課長のほうから御答弁を頂いたんですが、確かに交付対象事業ということは5項目、説明頂いたんですが、この中の6番のですね、条例にあります、その他町長が認めた活動というのがどういうものを定義されとるのか、もし分かればお教えてください。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。具体的な例としてお示しするものはないんですけども、今先ほどの項目の中にですね入ってなくて、ただこれはですね補助すべきだろうっていうようなところで、考えれるものについてはなるべく地域の活性化とかそういったつながりづくりに使っていただきたいので、そこは幅広に検討できるようにそういった項目のほうを用意しているというところでございます。以上です。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい御答弁を頂いたんですが、2年間で30件以上というような答弁があったわけですが、現在安芸太田町内には、62の自治会があるかと思います。この中で見ますと、まだまだ利用的な件数は低いですね。割ってみれば分かる話ですが。これは各自治体ごとに補助に対する温度差があるのか、それとも制度の周知、制度自体の周知不足が関連しとるのか、それはちょっと私も分かりませんが、まず、自治会に対するこの制度の周知はどういうふうにされてるのか、お伺いいたします。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい、毎年11月頃にですね自治振興会長に対しまして制度の案内とともに、次年度の要望調査のほうを行っております。そちらのほうで制度の周知をさせていただいておりますが、先ほ

ど御指摘があったように、実際どういったものに使えるのかっていうのが、御存じないような自治振興会もおられると思いますので、チラシのほうにですね、どういった活動で使われてるのかっていうのを例示したものを自治振興会長さんのほうにお送りしております。例えば夏祭りで使ったよとかですね。サロンで使ってるとかそういったところも例示を示して御案内をさせていただくようにはしておりますので、なるべく皆さんに有効に活用していただけるように今後も周知の仕方は工夫をしていきたいというふうに思います。以上です。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

せっかくの制度なんで、先ほど言いました62の自治会の方に使っていただいてですねやっぱり地域の活性化も含めて御利用頂ければと思います。この項の最後の質問であります、地域づくり事業の推進は、このままの現行の制度で続けていかれるのか。新たな制度設計をまた、考えられるのか、その辺りはどうでしょうか。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。この制度2年を実施させていただきまして活用頂く自治会もだんだん増えております。またその内容もですね、地域のつながりを深めていくための取組ですとか、地域が担ってきた取組を支えるための活動の内容もだんだんと充実をしてきたように受け止めております。引き続き、本事業の創設の目的を達成できるようにですね、自治振興会の御意見等も参考にしながら、必要に応じて見直しを行い、運用してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

言われましたように確かに自治の交付金制度もありますが、この地域づくり事業でまた別途ですね、先ほど言いました草刈りとか、何かに使えるということであれば、かなり地域としても、財政的には助かるというようなこともございますので、もし制度をですね、今、最高4万円ですよ。4万円なんでそこを例えば振興資金との絡みもありますが、多少上げていくとか、何かの制度をちょっと考えていただいてですね、この制度の利用率をやっぱり向上させていただいて、住民協働のまちづくりということをやったってあるような町ですので、周知のことをしっかりしていただいて、御利用頂いて、地域がますます発展していくことを申し添えて早いですがこの項は終わります。最後はですねこれお尋ねだけになろうかと思います。これは例の、例の言うちゃあ悪いんですが、クラブ活動におけるですね、対外試合の生徒移動ということをお伺いをさせていただきます。これは今の問題となっております。5月6日に練習試合を目的として遠征先に向かうマイクロバスの事故により生徒1名の方が亡くなられ、26名の方が負傷されるという痛ましい事故が発生をしております。この磐越道のバス事故を受け、広島県教育委員会が県内高校の部活動などのバス運用についての現状を把握するための調査を始めるとの新聞報道があったように思います。ただ、そこの中については高校については触れてありましたが、中学についてのことについては触れてございませんので、まず中学校の現状について、どうなってるのかお知らせください。

○中本正廣議長

はい、清水教育課長。

○清水裕之教育課長

はい、町内の中学校のクラブ活動における対外試合等に参加する場合の移動方法について御質問を頂きました。基本的に部活動の大会や学校行事等において、学校外で活動を行う際の移動については、各学校に配当している予算を活用し、学校が町内の交通公社に依頼をしています。ただし、その予算で部活動の練習試合等の全てを賄うことができていないのが現状です。例えば、練習試合等、予算の範囲を超えて、校外での活動に参加する際は、校長の判断のもと、担当教員が町の公用車に生徒を同乗させて移動することがあります。その際は、事故防止の観点からも、いつ誰がどこへ生徒を同乗させていくのか把握をしております。また、状況によっては、保護者による現地集合、現地解散とすることもございます。以上です。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい。安芸太田町については、厳粛にやられてるようでございますが、これ6日のこれ新聞ですが、これ、広島市の教育委員会と県教は違うんですよ、考え方が。これ新聞に載ってましたんで、あれなんです、市のほうはもう教職員の運転は禁じると。広島市の教育委員会はね。県については、先ほど言われましたような校長先生の承認を得て、事前登録した教員の自家用車等に生徒を乗せられるというようなことが県と広島市では違うわけですが、安芸太田町については先ほど答弁ありましたように、先生が運転をされて、行かれるということもあろうかと思いますが、このことについての安全管理的にはどういうふうな取扱いにされておりますか。

○中本正廣議長

清水教育課長。

○清水裕之教育課長

はい。安全管理につきましては各学校で危機管理マニュアルというのを作成しておりますので、交通事故に限らずですね、例えば不審者対応であったり、そういうマニュアルに基づいて各学校で安全管理のほうを進めております。ただ今回の事故に伴いまして、本町において、今後ですね各学校の危機管理マニュアルをもう1回見直しをして、今の時代に合っているものなのかどうかというのは、校長研修会等でしっかりまた見直しを図っていきたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい。いろいろあるんでしょうが、私の話をしても私は高校時代は野球部に属してたわけですが、その当時加計高校なんです、その当時は可部線がありましたんで可部線で広島まで出て、市内の移動は市内電車ということで後帰ってきて精算をして、高校のほうから、交通費を頂くというような方法で部活をしたのを、言うても、60年前ですからあれですが、覚えておりますが、今ではなかなかバス、公共交通機関は、この過疎地においてはなかなか、使いたくても公共機関を使うというのはなかなか難しいところある。ということになると、貸切バスの運用になろうと思いますが、今度はそうすると、運賃等の問題が出てくるというようなことで板挟みではあるんですが、やはりそうは言っても対外試合というのはですねやっぱり部活動には必要ですよ。やはり練習だけしてですね3年間何も対外試合をせずにとというのはなかなか生徒たちの

モチベーションもなくなりますし、やはり違うとこと試合をする。すごいとも分かる。自分たちの至らないところもわかるというようなことがありますんでやっぱり練習試合というのが必要なんで、町としてですね、確かに教育費の中に含まれてると思いますが、この部活動に対するですね、補助金制度というのは、どう改めて、補助金をクラブ活動に使ってくださいという出し方はしてないですよ。これちょっとお聞きします。

○中本正廣議長

長尾教育次長。

○長尾航治教育次長

はい。補助金の御質問でございますけれども、実際に部活動に対する補助金というような、実質的なものというのはございません。我々の管轄の中学校のですね、交通に関しましては、基本的に当初予算で大会経費等を見ながらですねそこはバス経費というのは、組んでございます。先ほど課長が答弁したとおりですね、それぞれの練習試合、そうしたもので全部賄えるかというような状況なんですけれども、実は今年度ですね、これ町長のほうから特別予算配分をですね、100万ほど頂いております。これバス事業者さんのほうに使っていいよということで、そうしたまさにこの事故を見通したような予算措置であったんですけれども、この100万の予算というところをですね、今上手に活用させていただいて、練習試合もですね、校長の判断によって、例えば、教員の中で、運転に自信がちょっとないんだというような教員もおりますから、そうしたところは貸切り事業のほうへお願いすると、こうしたような対応ができているという状況でございます。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい。町長の英断でしょう。100万円つけられたというのは。今までなかったような気がするんですが、表に出てきてる項目でないんであったのに気づかなかったということがあろうかと思いますが、あまりですね移動に厳しいルールを作るとですね、実践の機会も少なくなるんじゃないかと。余り厳しいルールをつくってですね、移動のための厳しいルールをつくると、難しくなるというようなことも考えられますし、先ほど言いましたようにクラブの練習している子どもたちのやはり対外試合がないと。公式試合はあると思います。いわゆる中学校で言われる郡の大会、そこで勝てば県の大会というような公式大会はあろうかと思いますがやはり練習試合とか、そういう私的なものについてもですね、ないということになるとやっぱり生徒自体のモチベーションも下がるんじゃないかと思いますが、町もですね改めて先ほど答弁にありましたマニュアルを見直すというような御発言もあったようにと思いますが、安全管理対策ということに取り組んで頂いてですねまた本年度については、金額を先ほど言いましたように町長の英断でつけられたというようなことでございますが、貸切バス等の利用がですね、しやすいような行政による財政支援を改めてまたお願いをしましてですね、早いですが、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○中本正廣議長

以上で佐々木道則議員の一般質問を終わります。3時10分まで休憩といたします。

休憩	午後 3 時 1 分
再開	午後 3 時 10 分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。8番大江昭典議員。

○大江昭典議員

大江でございます。今日のいて座の運勢は、ラッキーアイテムはストライプでございます。今日も緊張感を持って頑張ってますが、張り切り過ぎて関連質問が膨らみ、町長部局全体にわたり質問が及ぶ可能性がありますので、御了承ください。さて、早速ではございますが、本日も明瞭明快なご答弁を期待いたしまして、通告に従い、一問一答にて質問に入らせていただきます。まず、質問事項1番目、教育施設について。教育施設という大きな区分では、様々な施設が対象になりますが、今回は主に学校教育施設と社会教育施設について、施設の維持管理状況、主に安全環境と衛生環境について伺います。

○中本正廣議長

長尾教育次長。

○長尾航治教育次長

はい。主に、学校教育部門、生涯スポーツ部門ということで御質問を頂戴をいたしました。施設の維持管理とかですね安全環境、衛生環境、現状どうかということでございます。最初ですね、我々、過去、これ12年前になりましたか。安全点検やその維持管理を怠ったことによりまして、学校が使用できなくなるといった重大な事案を起こし、重く受け止めているところでございます。現在学校施設におきましては、建築基準法に基づく特定建築物定期調査というもの定められた時期に実施をしております。これ建物の老朽化や設備の不備、不具合がないかどうか、一級建築士さんに業務を委託してこういう確認をさせていただいております。そのほかでもですね、各施設におきましては、空調設備、最近ではエレベーターありますんでエレベーター、それから電気設備、キュービクル設備ですね。それから消防防火設備等の保守点検、保守点検しておりますので毎年これを行い、不具合等を確認をさせていただいているところでございます。不具合を確認後、確認でき次第、児童生徒の安全確保に係る案件を優先的に対応し、予算の確保をお願いしているという状況でございます。これは文化施設スポーツ施設においても同様に行っているところでございますが、一方で環境面ですとか、よく前回もお話出たんですが、川・森・文化・交流センターの雨漏りの問題、こうした大規模な改修を伴うものというところはですね、非常に心を痛めながら、何とか予算確保を考えながら行っているところでございます。あわせて環境整備っていうところで申し上げますと、まず今よく言われるのがやはりLED化の話でございます。学校のほうは100%このLED化のほうは完了をした、あと加計中学校は本年度行います。これで、学校施設のほうは完了を見るという状況でございますが、一方で文化スポーツ施設に関してはですね、これが全く進んでいないという状況でございます。現在ですね、民間提案のESCO事業というのがあるんですけども、こちらも活用しながらですね、このLEDの事業、それから、空調の改修等ですね、これスポーツ施設にはないんですけど、特に、児童施設ですね、保育所、こちらに関しては、提案を受けて、何とか今年度、手探りですが、やってみたいというふうに思っている状況でございます。あわせて、環境面で言いますと、大江議員のほうからも、前回お話がいろいろあった、中学校のトイレ等の整備の問題でございます。トイレの環境整備につきましては、これは中学校のほうが少し進んでおりませんで、まだ和式のトイレが残っているという状況でございます。現在町ではですね、洋式のトイレ化を進めておりますし、また、この洋式につきましても、衛生面でウォシュ

レットつけるといったようなことを、小学校では積極的に取り組んでいるんですけれども中学校はいまだ進んでいないという状況でございます。なかなか全体の予算の中でございますので毎年ですね、計画的にこれを進めたいということで要求はさせていただいてるんですが、環境面に関しましては、後年に先送りをされているといったような状況でございます。以上です。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江昭典議員

はい、伺いました。安全面に関しては、児童生徒が安心して、様々な学習活動に集中して取り組む上で最も重要なことのひとつだと考えております。さらに、一般的に衛生環境の中でも一番大きいものが、トイレ環境改善と考えております。文科省がトイレ環境改善を推奨する中で、令和5年9月1日付けで、文科省公表数値としては、小中学校の洋便器率、全国68.3%、広島県においては63.9%、町内においては私の視認状況から考えて50%前後であると思っております。さらに、文科省推奨の理由として、湿式清掃から乾式清掃への変更で、雑菌増殖を軽減。これは以前のタイル張りは水を張ってごしごし洗うタイプですが、乾式というのはモップ等で上を拭くだけ。なぜ雑菌が増殖するかというと、水をまいてそれが下にたまる。そこから雑菌が増殖するというものです。さらに、バリアフリー化による多様化利用への対応、これは来訪者の高齢者、あるいは心身に障がいのある方の利用とか考えております。そして何より一番大きいのが各家庭の洋式トイレの普及状況。ほぼ全域で洋式トイレが普及しております。そしてさらには、バリアフリー化による防災機能強化の観点が示されておりますが、さらに児童生徒への与える影響として、汚いトイレは嫌だとか、和式トイレだから我慢するとかいったことによる精神的影響からの学習力への影響、我慢して身体健康被害への影響と少なくとも、トイレがきれいになったことで、児童生徒の健康状態がよくなった、体調不良等訴える生徒が減ったと健康改善を評価する統計も出ております。こうした観点からも、施設環境を含めて学校教育と考えられますが、トイレの早急な改修について、所感を求めます。

○中本正廣議長

大野教育長。

○大野正人教育長

はい。それではお答えしたいと思います。議員御指摘のとおりですね、トイレの問題というのは非常に学校教育に大きな影響を与えるものでございます。かつて非常に校内暴力華やかかりし頃にですね、トイレの改修を行う、トイレをきれいにするというところでですね学校がよみがえったという事例がですね、非常にたくさんございました。近年ではですね先ほどもおっしゃったようにですね、湿式のトイレから乾式のトイレに切り替えるということで、子どもたちの学習効果もですね、非常に高まっているところであります。その辺のところを踏まえましてですね、予算のこともございますけれども、鋭意努力してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい。大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい、伺いました。私は旧筒賀中学校から市内私立高校へ進学しております。当時はトイレは汲み取りから簡易水洗になるか完全水洗になるかというような時代でございました。しかしながら、学校において、こいつ汲み取り便所らしいぞと、みんなに言いふらされ、見てのとお

り、気の弱い私は深く傷ついたものです。この経験もあり、現在の安芸太田町内の次代を担う子どもたち、勉強ばかりが学習だけじゃないと思うんですね。しっかりと洋式便器への早急な改修、これについて町立学校設置者である町長の所感を求めます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて教育におけるトイレの大切さについて、御指摘を頂いたところでございます。はい、改めて教育委員会、教育部局ともですね相談をさせていただきながら今後の施設の整備については予算要求に向けて考えていきたいというふうに思っております。冒頭にもお話があったとおり、様々、学校施設についてもですね、整備すべきものもあります。その中でやはりそうは言いながらも、全部ができない中で優先順位をつけながら、それぞれ教育委員会の中でも工夫をしながら取り組んでもらってきたところでございます。恐らくはそういった意味では、まずはこの状況でいうと、LED化のほうが先だったのかなと思いますけれども、それも一段落ついたということでございますので、大変厳しい財政状況の中ではございますが、しっかりと相談をさせていただきながらですね、できる限り、子どもさん方が快適に勉学に励めるような環境を作れるように努力をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい、伺いましたが、今現在、子どもたちを思うPTAを取り巻いて、トイレを募金を集めて改修しようじゃないかという動きまであるんですよ。今の学校の現在の洋式トイレ、組替えて何年経つんですか。その後の計画はどうなっているのでしょうか。いま一度、早急な改善に向けて、町長の所感をお願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。募金の動きというお話もありました。大変ありがたいお話だと思っております。そうは言いながらも繰り返しになりますけれども、それぞれ今の現状の施設の中でどれを優先的にやはり修繕をしていくか、変えていくかということをやはり現場の担当部局ともしっかり議論をさせていただきながら、取組を進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい、伺いました。ぜひとも早急な議論をやっていただきたい。そう申し伝えて次の質問に入っていきます。質問事項2ですが、同僚議員からの質問と重なる部分もあろうかと思いますが、サイクルツーリズムトレイル事業推進について。まずはトレイルコースの構想、開発の現状と問題点、今後の展望について伺います。

○中本正廣議長

下村参事。

○下村佳世参事

トレイル事業につきまして、コース開発の現状と問題点、今後の展開について御質問を頂きました。まず、山林を活用したマウンテンバイク、マウンテンバイクのコース開発を見据えまして、町内のエリアごとでの可能性を調査すべく、専門家のほうに概略の調査を委託している状況でございます。概略の調査後に、広島県の観光課とも連携しながら、詳細調査、コース企画、あるいはコース設計などを行っていく予定でございます。基本的には、赤道、または古道といったようなものを活用することを検討しておりますが、場合によっては民有地を使用させていただく場合に、一定のルールづくりですとか事前の承諾などが必要であると考えております。上級者のマウンテンバイクの愛好家だけではなくてですね、まずは、誰もが楽しめる初心者向けのコースを造成していくことが必要だと考えております。以上です。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい、伺いました。今後の普及推進を考えた場合、体験あるいは初心者コースをして、林間ではなく、空き地有効活用として、平地にコースを造成する考えはありませんか。

○中本正廣議長

下村参事。

○下村佳世参事

はい。平地のコースにつきましてですけども、個人的にはですね、そういった平地に練習するようなコースを造成するっていうところが必要かと考えておりますが、基本構想等の中でですね、今後どういったコース設計ですとか、そういったものをしていくかっていうことを検討していきたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい、伺いました。次に、今後、本事業の推進、展開がされる中で、町内事業者の活用及び連携等について、既に安芸太田町内をフィールドとして、サイクリングインバウンド事業を着手、展開されている町内事業者の経験やノウハウを現在の構想開発段階から連携活用することは、今後、公設民営事業として推進する上で大変有意義かつ効果的だと考えますが、所感を伺います。

○中本正廣議長

下村参事。

○下村佳世参事

はい。町内事業者の活用及び連携についての御質問でございました。議員御指摘のとおり、本事業の推進におきまして、地域事業者との連携は不可欠であると考えております。このため、今年度策定予定の基本構想の中で、事業規模を含め、町内の事業者との連携の在り方についても、検討していきたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい。伺いました。全国的な業者とかのノウハウも入ってくるんでしょうが、実際安芸太田町内のフィールドをよく知っている実際運行運用している業者を入れ込んで総合的な計画が出

るほうが、継続する上では、十分重要だと思っております。次に、事業展開されるときにおいて、次世代を担う町内の子どもたちの関わりや、体験は、事業の将来的かつ長期的な継続性を持った要素を含むと考えられますが、今後、児童生徒の体験学習として、町教育委員会連携の可能性についての所感を求めます。

○中本正廣議長

下村参事。

○下村佳世参事

はい。町内の子どもたちの体験学習として、教育委員会との連携可能性について御質問頂きました。町の豊かな自然とサイクリングは、親和性が高いと考えておりまして、例えば、自転車教室やマウンテンバイク体験など、子どもたちにも身近なものになるよう、新たな体験価値を創出できる仕組みづくりにつきまして、教育委員会とも連携しながら検討していきたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい、伺いました。町をあげてですね、サイクルツーリズム推進していこうというのに町内の子どもが何も知らないというのはとてもさびしい。そして継続将来的なことを考えると、今から町内の子どもたちに知っていただいて携わっていただく、関わってもらう。そういったことが、町内の継続的な事業展開にかかると考えておりますので、教育委員会との連携の可能性について、改めて教育長の所感を求めます。

○中本正廣議長

大野教育長。

○大野正人教育長

はい。それでは改めて教育委員会の所感をですね、教育長の所感を述べたいと思います。私もですね非常にこのサイクルツーリズムですか、はですね、本町のですね、教育と親和性が高いというふうに考えております。その理由4つでございます。まず1つ目でございますけれども体験型のスポーツということですね、体験型の学習ということですね、それも自然を体験できるということで、まさに本町のですね、自然を活用した保育・教育にうってつけであるというふうに考えております。0歳から15歳までですね、シームレスですね自転車を体験していくことによって五感を育むということができると考えております。2つ目でございます。このサイクルツーリズムをですね、研究すると、学校の授業の中で研究するということですね、それも、データやICTを活用して研究するということですね、サイクル観光の課題やまちの魅力を分析するという、子どもの学習にもつながっていくものであるというふうに考えております。3つ目でございます。3つ目はですね、子どもたちのロジカルな提案をですね、考えていく中で提案が出てくると思うんですね。その提案を実際にですね、サイクル事業や町政に反映させるということはですね、そこで子どもの主権者能力がですね、高まってくるものと考えております。いずれにしてもですね、4つ目、発展可能な町の担い手の育成ということにですね、非常に強く関わってくるとございましてですね、今すぐに学校に教育課程にはめ込んでいくというのは非常に難しいかもしれませんがね、学校とともに、子どもたちとともに考えていければというふうに考えるところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい。伺いました。非常に素晴らしい考えを述べていただきましたが、実現するよう、教育委員会の連携、やってほしいと考えております。次の項目に入ります。質問事項3、地域医療について。持続可能な地域医療について現状と展望について伺います。これは前回も聞いておるのですが、その後どのような動きになって、どういうふうに展開しているかということ、少し深掘りしてお聞きしたいと思います。まず、医療人材の確保について、現状について伺います。

○中本正廣議長

平林病院事業管理者。

○平林直樹病院事業管理者

はい。ただいま質問頂きました平林でございます。図らずも、私もラッキーアイテムのストライプを今日着ておりました。思い出させていただきましてありがとうございます。ただいま御質問頂きましたのは、持続可能な地域医療について現状と展望と、特に医療人材の確保というふうなところの御質問頂いたわけなんです、質問頂きました持続可能な地域医療の確保、あるいは人材、医療人材の確保、並びに、恐らく次の質問になるかと思いますが救急医療というのは、この3つにつきましてはそれぞれ別個に解決できる問題ではなくて、複雑に絡み合った課題であるというふうに私は認識しております。その中で、本病院事業が直面しております本質というのはですね、人口減少のそのペースがですね、人口減少のペースを上回る、医療需要の急激な縮小、それとそれに伴う経営構造のゆがみにあると思っております。ですのでこの件について、もう少し深掘りさせていただきます。現在、医療需要が縮小傾向にあるというのはもう紛れもない事実でございます。これに対応すべく、昨年度、病院事業の在り方検討委員会を設置していただきまして報告書をちょうだいいたしました。しかしながら、提言に沿った病床削減や適正な人員配置が遅れていることで、収支バランスにゆがみが生じていると、こういうことも事実でありますし、深く受け止めております。地域の方々から、病床稼働率が下がる中で、看護師が離職しているのは、問題ではないか。あるいは医療サービスが低下しているのではないか。さらには、医療継続が困難になるのではないかとといった御懸念をちょうだいしております。これは病院の未来を憂う貴重な声であり、私としても深く重く受け止めております。しかしながらこの状況を経営の悪化という短絡的な視点だけで捉えるのではなくて、将来にわたって地域医療を継続するための構造改革の過渡期として御理解頂きたいと思っております。現在病院の規模を適正化する過程では、収入が減少する一方で、人件費等の支出はすぐには下げられず、一時的に収支のアンバランスが生じるという時期が、どうしても発生いたします。私はこの時期こそが次の地域医療を築くための我慢の時期であると考えております。この痛みを伴う時期を乗り越え、持続可能な体制を確立するために、私は以下の3つの柱に基づいた改革を推進しております。第1に、医療機能の最適化であります。これは在り方検討委員会の中でも報告頂いたことではございますが、病床規模の削減は、単なる縮小ではありません。急性期医療から、在宅や介護と連携した地域包括ケアへの当院の軸足を移すと、前向きな再編であると考えております。現在は、機能変換に必要なDX導入や、多職種連携に向けた計画を加速させております。第2に、労働環境の再設計であります。看護師の離職につきましては大変重く受け止めております。退職された方の多くは60歳以上でございました。これを単に人手不足だから、補充するのではなく、硬直化した業務モデルを現状の医療環境と乖離していることが、離職の

大きな原因ではないかというふうに判断しておりますので、広島県医療勤務環境改善支援センターの支援を受けながら、DX活用による、効率化やタスクシフトを徹底し、限られた人材でも質の高い医療を提供できる、働きがいのある環境への刷新を急いでおります。既存の働き方に固執される方との間に多少の摩擦は生じておりますが、未来のために痛みを伴って前進すべきときだと判断しております。最後に第3番目として、医療連携による経営基盤の強靱化を始めております。一病院の自助努力にはもう限界がございます。広島医療圏の中で患者を支える体制を整え、単体経営に依存しない強靱な医療基盤の構築に着手しております。以上、改革の途上では、様々な御不満、あるいは御不安や御不満が噴出することも十分認識をしておりますが、議員各位には、このような、御心配、関心事について、深く感謝申し上げる次第でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい、伺いました。改革の途上であるということからいろいろと働き方の内容とかシフトとか変わってきているのも現状でしょう。要は、私のところへ入ってきているのは、看護師の人員が足りないから、何か疲弊しているそれが苦情につながるとか、そういったことはありませんか。

○中本正廣議長

平林病院事業管理者。

○平林直樹病院事業管理者

これはもう従前から、お話していることですので、もう一度確認させていただこうと思いますが、病院には、看護師の配置基準がございます。この配置基準は決して守ってないわけではございません。なおかつ、この配置基準は、過去1年間の入院患者に基づく、配置基準になっておりますので、今、稼働率が50%を切っております。療養病棟につきましては、実は半数でいいんですが、倍の看護師を配置しております。したがって、今、大江議員が御懸念を述べられたことについてはですね、私の見解とは多少相違があると申し上げます。以上です。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい、伺いました。私も救命士で病院については若干の知識もありますが、毎日入って調査をしておるわけでもありません。ですが、先ほど管理者が言われましたように、地域医療、持続可能な地域医療、また医療人材の確保、救急医療等については、いろいろ入り交じった事情があります。1個ずつ切り離すこともできません。ということで、先ほど管理者のほうも、職員の中の雰囲気について、ちょっと触れられましたが、従前から病院内での雰囲気づくり、あるいは組織づくりについて提言したこともあります。その点についてはどうでしょうか。

○中本正廣議長

平林病院事業管理者。

○平林直樹病院事業管理者

はい、3月議会を前に、実は看護師全員に1人ずつ、一部パワハラ面談とは言われましたけど、全員の話を私は聞きました。その中で、かなり誤解をされてる方もおられました。就業規則等

を守っていただかないと困りますよというようなお話も実は数名の方にはさせていただきました。そのような、全部署に対しては実は場長がおりますので本来は場長あるいは病院長、看護婦長等々が、本来行すべきだろうとは思いますが、昨年度末に限りましては、退職者もかなり増えたということもございましたので、勤務環境については、個々のお話を聞くということに、まず昨年度は終わりました。しかしながらそのあと、先ほど申し上げましたように広島県の医療環境推進事業支援センターのほうに話をまた持っていまして、この5月ですかね、5月に第一回の研修会を行っております。そしてその中で職員おのおのアンケートをとることにしております。そして、来週第2回の1回では職員全員が集まりませんので、来週第2回、来週だったかな、再来週かな、第3月曜しません再来週ですね。再来週の月曜日に第2回の、これは私どもが指導するわけではなくて、勤務環境改善支援センターの方が病院に来られて、講演とそれからアンケートをとっていただくということになっておりますが、そのようなことも今少しずつ始めております。以上です。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい。管理者自らが職員から聞かれる行動力は評価いたします。しかしながら先ほどちょっと言われました。パワハラ面接と言われることもありますということでした。それぐらい職員はですね、管理者を悪い言葉ですけど、恐れているか嫌っているか分かりませんが、そういう職員も少なからずいるんだなあと感じております。ですが、管理者として、そういった職員をどういうふうに、教育という言い方ではきついですが、意識改革していくかというのは、管理者あるいは事務長を含めて、管理職の手腕だと思っております。ただ言われたけえ、言いよりますけえ、言われたやつは放つときますでは組織が成り立ちません。疲弊するばかりです。そういうところはしっかり考えて、進めていっていただきたいと考えております。次にちょっと気になっとなるんですが、割と苦情の投書が多いというふうに聞いておりますが、どういった事項が多いのか。詳しくなくてもいいですが、どういった方面の事項が多いというのをちょっとお聞かせ願えますか。

○中本正廣議長

平林病院管理者。

○平林直樹病院事業管理者

大江議員のその情報のソースがどこか分かりませんが、私どもの提言箱等に頂いてる意見の中では、大きな事故があるからとか、あるいは提言箱以外には、I A報告というのがありますが、その中で医療事故があるというなことは、報告を受けておりませんので、今の質問については少し。ですから、一般からの提言、それは提言箱に頂くんですけども、それについて、今のようなことは、入ってきて、それはないと言ったらあれですけど、大きな問題になるようなことはないですし、頂いた提言箱は全て回答しておりますので、病院の中で開示しておりますので、今の大江議員の言われた内容はちょっと把握できてないと言ったら、苦情も、苦情全くないというわけではございません、もちろん。苦情は全くないというわけではないですけども、問題になるような苦情というのは、今はないというふうに思っておりますが。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい、分かりました。どうも私の聞き方悪かったようです。住民からの苦情、どんな大きいことも小さいことでも、回答されとったにしてもそう思う住民がおることなんですよ。それでちょっと私も気になるので、苦情なんか大きな問題に発展する以前の小さな苦情でもどういった項目が多いですかという、質問だったんですが、そこも。分かりました、9月にとっておきます。ということです。次に、救急対応、救急医療についてですが、以前からは救急対応に対する看護師の配置、病棟から応援に行かせて救急時には対応させるといったような構造伺っておりますが、その後、そのシフトでうまくいっているのかどうか。それで今後もいけるのかどうかいうのをお聞きしたいんですが。

○中本正廣議長

平林病院事業管理者。

○平林直樹病院事業管理者

はい。今大江議員が問われていることは、夜間の救急対応について、本来は外来の通常だと普通の一般的な中小の病院であれば病棟の看護師がおるのが一般的です。ですが、安芸太田病院は外来の看護師が当直をし、それに対応しているという状況があります。実際には、夜間対応するのは1名ないし2名ぐらいです。その対応について、一時的に外来看護師が減るという事態が、この4月に起こるということが分かりましたので、というのは、新人看護師が2人入職しましたので、その人たちがきちんとできればいいんですがすぐには当直業務は難しいということがございましたので、3月の初めぐらいから二階病棟の看護師さんの外来研修を始めました。そして、回数としては、そんなに多くないんですが、二階病棟の看護師さんが夜間に救急が来た救急患者が来た場合には、上からおりて対応すると。もちろん当直医がいますから、当局の医師の補助をします。そういう体制を作りました。しかしながら、これを継続していくのは少し問題があるというふうに、もちろん将来的にはそうなります。もう必ずそうなります。外来の看護師が、夜間ほぼほぼ仕事がない中で、ずっと当直業務を続けるということは、今の規模をさらに縮小したらもう絶対継続できないことです。ですので二階の看護師さんが病棟の看護師さんがおりにいくということは、もうこれは当然今からしていかなくてもいけないことです。ただし、それに対して、今まで訓練を受けてない病棟の看護師が急に外来におりるのは、多少問題があるだろうということで、研修は1か月半ぐらいしましたが、それでもやはり、難しい場合もあるかもしれないということで、派遣看護師を今4名入れてます。4名入れました。最低期限3か月は働いていただけるという派遣看護師が4名です。それで今、外来の急患対応は病棟から今おりてないです。おりてない体制で今はしていますが、先ほど申し上げましたように、この体制はずっと続きません。病院の規模が小さくなったら絶対に外来に外来の看護師をずっと24時間張りつけて、1人2人の急患患者に対応させるというのは難しくなってくるので、今は病棟の看護師はおりにないんですが、また早晚おりて、それに対応できる体制を今から作っていかないといけないというふうに思っております。ですので、また、大江議員のほうに、こういう勤務を命じられたというような、不満を申される看護師さんも増えるかもしれませんが、これは将来を見据えた、今からの人員配置への対応だというふうに、考えていただければいいかなというふうに思っております。以上です。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい、分かりました。私への苦情は増えるのは構わないんですが、苦情が増えるばかり、

病院の体制をしっかりと構築していただかなければ意味がございませんので、先ほどちょっと出てきましたが、新人職員がまだ十分に動けないということがあります。人員、人はおっても、新人ベテランあるいはベテランでも部署が違えば、やり方が分からないという人もおりますよね。ですからそういうのを総合的に、構築する場合にそういう人材をしっかりと把握して、改革を構築していくべきだと思っております。常に、管理者としてどうこうしようとして動かれておるのは評価いたします。もっとそこの辺の目を向けて、やっていただければと考えております。

○中本正廣議長

平林病院管理者。

○平林直樹病院事業管理者

はい。ただいま大江議員の言われたとおりだと思っております。私もそのように感じております。したがってまして看護部のまず技量技術が均一化することがまず大前提でございましてそのために、今まで長い間、当院におきましては、研修を行ってこなかったところを今一生懸命本年度からは全員が看護師としてのレベルアップのための研修を受けるというふうな仕組みを今作りました。これはもう数年前からずっと伝えてきたことですがなかなか前に進まなかった内部的な事情があります。しかしながらこの4月からは、まず大江議員を含め、住民の方が安心して病院を受けられるには、医療を提供する人のレベルがある一定の水準にないとそれはかたがたありません。人数がいても、全く先へ進めないという状況にありますので、そこを研修会だけやればいいという話ではありません。実地が伴わないと駄目です。ですので、派遣の看護師今4名いますが、なるべくそれでつなぎながら、その間に、皆さんのレベルアップを図っていこうと、そのように考えております。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい、伺いました。構造改革、組織改革というのは人間相手ですから、図を描いて、このとおりやれ言うて、大工さんにこのとおりやってくれ言うたら、そのとおり作るかも分かりません。ですが構造改革意識改革というものは、人間相手であるということからよくそこら辺を把握されていかれたらと提言して、以上で私の一般質問は終わります。

○中本正廣議長

以上で、8番大江昭典議員の一般質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にして延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定いたしました。本日はこれで延会いたします。

○河野茂議会事務局長

御起立願います。一同互礼。

午後3時57分 延会
